

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年8月16日

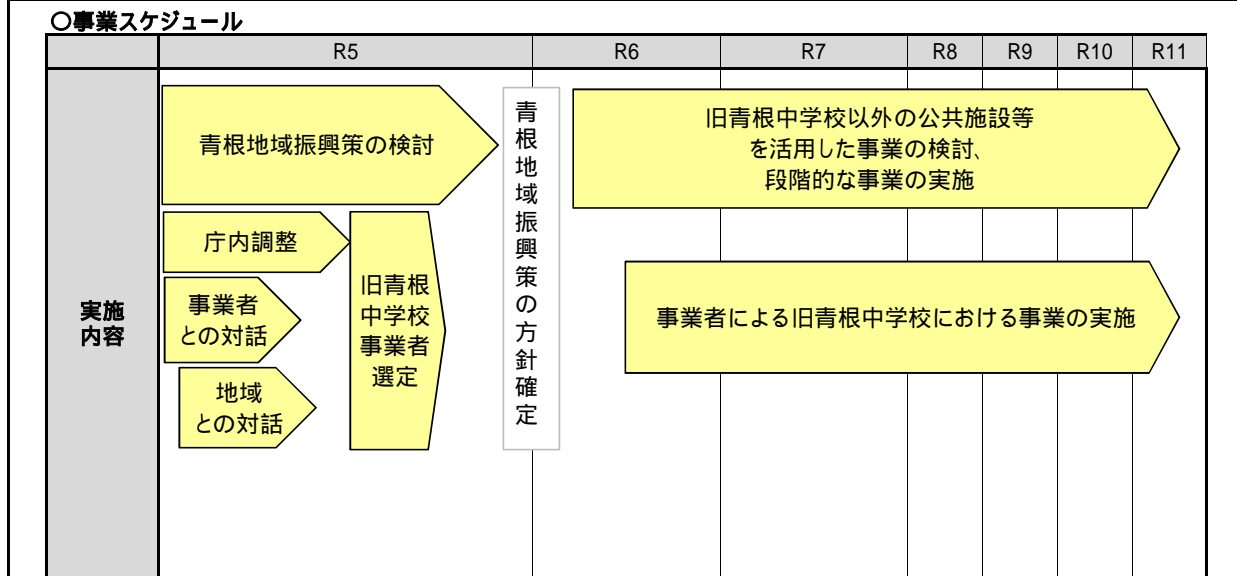
案件名	中山間地域振興モデル地区推進事業(青根)の取組について						
所管	緑	局区	部	地域振興課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	中山間地域におけるライフスタイル、ビジネススタイル両面での対策により、関係人口の創出を図ることで地域コミュニティの充実を図り、持続可能な中山間地域を実現する。					
	効果測定指標	必要な時に必要なサービスが受けられると感じている市民の割合(津久井地域)			施策番号	重点テーマ3	
		R5	R6	R7			
事業効果 年度目標	45.6%	45.6%	45.6%				

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	青根地域振興策の方向性と旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>原案のとおり承認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールや庁内手続きについて確認すること。 ・選定委員会の構成や選定基準等について整理すること。 ・庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要

令和4年11月4日まち・ひと・しごと創生本部会議において承認された中山間地域振興モデル地区(青根)の目指す姿や検討の進め方等を踏まえ、事業者や地域との対話を実施してきた。対話等から確認した事項を踏まえた青根地域振興策の方向性を確認するとともに、旧青根中学校の事業者選定を行うもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(負担金)		1,000		32,000					
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		1,000	0	32,000	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		1,000	0	32,000	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
									○
10	11	12	13	14	15	16	17		
	○						○		

日程等 調整事項	条例等の調整	議会提案時期	報道への情報提供
	パブリックコメント	時期	議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
中山間地域対策検討会議(1)	(R4/10/28)中山間地域振興の基本的な考え方を整理し、中山間地域振興モデル地区に青根を位置づけ
まち・ひと・しごと創生本部会議	(R4/11/4)「中山間地域における取組の方向性 11パッケージ」として、「中山間地域振興モデル区の推進パッケージ」を位置づけ
決定会議	(R4/11/15)「中山間地域対策の取組について(中山間地域振興モデル地区推進事業)」として、進め方等について承認
青根地域の公共施設の事業提案募集	R4/12～R5/4にかけて実施、民間事業者等から15の事業提案の提出、提案事業者との対話
青根地域との対話の実施	5/9、6/12、7/5 青根のまちづくり検討委員会 6/20、6/29 青根のまちづくり検討委員会公共施設活用検討部会 青根地域の地域振興の進め方の確認及び旧青根中学校の活用方法について検討
関係課長打合せ会議(2)	青根地域振興策の方向性と旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について審議を行い了承を得た
調整会議	8/4原案を一部修正し、上部会議に付議となった

備考	<p>1 [構成員] 政策課、みんなのSDGs推進課、DX推進課、観光・シティプロモーション課、財政課、危機管理課、市民協働推進課、健康福祉総務室、地域包括ケア推進課、医療政策課、こども・若者政策課、地域経済政策課、農政課、森林政策課、ゼロカーボン推進課、都市建設総務室、都市計画課、建築・住まい政策課、交通政策課、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、教育総務室</p> <p>2 [構成員] 政策課、経営監理課、アセットマネジメント推進課、管財課、危機管理課、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課、津久井まちづくりセンター、青根出張所</p>
----	---

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の</p>	<p>[審議事項について] (総務法制課担当課長) サウンディングでは6つの通年利用提案があったとのことだが、1,800万円を貸付料として毎年支払ってでも実施したいという事業があったのか。 (緑区役所地域振興課長) 貸付料が必要だと承知の上で、学校や地域振興に資する施設として事業を行いたいという提案はあった。 (総務法制課担当課長) スケジュール案を見ると庁議後すぐに公募となっているが、要綱や選定委員との調整等は行っているのか。 (緑区役所区政策課長) すぐに着手できるよう準備している。 (総務法制課担当課長) 事業者評価の際の評点の割合等はもう決まっているのか。 (緑区役所区政策課長) 地域振興に注力してくれる事業者が希望なので、そういった部分の比重を大きくしている。 (総務法制課担当課長) 選定委員会委員はどんな方を想定しているか。 (緑区役所地域振興課長) 地域の方2名、会計士、学識経験者、行政を想定している。 (総務法制課担当課長) 具体的に決まっているのであれば、資料に委員構成を入れておいた方が良い。 (財政課総括副主幹) 事業者からの提案次第で市が追加負担をするようなことはないのか。 (緑区役所地域振興課長) 現状雨漏りをしている部分があるため、貸付前に修繕するつもりだが、貸付後は原則的には事業者負担での対応となる。 (財政課総括副主幹) 貸付後に雨漏りが発生した場合はどちらが費用負担するのか。 (緑区役所地域振興課長) 躯体などの大規模修繕が発生した場合は市が負担するが、その他の日常的な小破修繕等は事業者負担となる。</p>
<p>主な議論 (8/4)</p>	<p>[学校施設整備基金への積立について] (総務法制課担当課長) 国庫補助を受けて建設した学校を民間事業者に貸付ける場合、3,200万円はどこかのタイミングで国に返納するのか。 (緑区役所地域振興課長) 基金に積立てるのみで返納する必要はない。 (総務法制課担当課長) 積立さえしておけば、民間事業者に貸付けても問題はなく、その一方で、約1,800万円が毎年貸付料として入ってくるということか。 (緑区役所地域振興課長) そのとおりである。 (財政課総括副主幹) 基金へは何年くらい積立しておく必要があるのか。 (緑区役所区政策課長) 建物の造りによる。校舎はRC造のため、建設後60年間、令和27年度までは積み立てる必要がある。体育館は、一部鉄骨のRC造のため、同じく建設後60年間の積み立てで、令和33年度までとなる。 (政策課長) 先ほど話に出ていた基金は既存のものであり、新設ではないという理解で良いか。基条例の改正などが必要になるわけではないか。 (緑区役所地域振興課長) 既存基金である。吉野小学校の事例の際にも同様の手続きを踏んでいる。</p> <p>< 原案を一部修正し、上部会議に付議する。 > ・庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。 ・中山間地域振興モデル地区推進事業(小原)の取組についても上部会議で報告すること。</p>

決定会議

中山間地域振興モデル地区推進事業 (青根)の取組について

令和5年8月16日

緑区役所地域振興課

津久井まちづくりセンター

政策課

中山間地域振興モデル地区について

モデル地区設定 の考え方

地域のニーズに合った地域資源の活用などの施策を地域と共に検討し、中山間地域振興を効果的に進めていくため、モデル地区を設定するもの。また、地域との合意形成プロセスなどの取組を検証し、他の地域への展開を図る

モデル地区 の選定

緑区が令和元年度に実施した中山間地域振興に関するアンケートにより、「**地域活動の停滞に対する課題認識の強さ**」や、「**地域振興活動への参画意欲の高さ**」などの総合的な評価から、緑区役所では『**青根**』・『**小原**』をモデル地区に選定したが、中山間地域振興を全庁横断的に進めるに当たり、改めて位置付ける

モデル地区の 事業の進め方

地域の資源や特徴を踏まえ、行政と地域が一緒になってビジョンを検討し、地域住民と対話をしながら段階的に事業を実施する

人口減少が進み高齢化が著しい「青根地域」 エリアを軸とした振興
観光施設の有効活用を進める「小原地域」 拠点を軸とした振興

モデル地区の現況

	青根	小原
現在の状況	令和2年度に青根地域内に「青根のまちづくり検討委員会」が設立されるなど地域振興に対する理解と熟度が高まっている	地域から令和4年7月に「小原宿本陣と小原の郷が一体となった有効な活用方策」についての要望書を受理し、これに対する対応を協議していく
今後の進め方	市と地域とで対話を重ね、 エリアを軸にした具体的な振興策について検討していく	今後、小原宿本陣、小原の郷などの 拠点を軸にした振興策 を地域と共に検討していく なお、小原の郷については令和5年度末に償還金の返済が終了することもあり、施設のより有効な活用策について、地域の意見等を踏まえて検討していく

これまでに共有した目指す姿と事業者との対話の実施

令和4年11月4日 令和4年度第2回相模原市まち・ひと・しごと創生本部会議

中山間地域振興モデル地区（青根）における目指す姿、解決策など検討の進め方について承認

目指す姿：関係人口を創出するため **目的地となる青根・立ち寄りたくなる青根**の実現

事業検討の視点：

住んでいる人
地域行事の開催、共同売店、
地場製品の販売

訪れる人
サイクリスト・登山家の拠点、新アクティビティ、
星空・山歩き・農作業等の体験、レクリエーション

働いている人
テレワーク、ワーケーション、
リゾートオフィス、企業合宿

解決策：地域資源を活用した体験を盛り込んだ**観光**、多様な働き方を支える**ビジネス**の拠点としての活用
効果：観光事業活性化、関係人口の増加、雇用の充実（働く場の確保）、関係人口 移住促進

青根地域ワークショップ等の取組から導き出した目指す姿をベースに、将来にわたって持続可能な振興策について、地域（青根のまちづくり検討委員会等）とともに、**旧青根中学校や休暇村センター等の更なる活用などを中心に青根地域振興策をまとめる。**

青根地域の公共施設を有効活用した事業提案募集及びトライアル・サウンディングの実施

期間：令和4年12月26日（月）～令和5年4月17日（月）

内容：旧青根中学校、旧青根小学校跡地、旧青根児童保育園、緑の休暇村センター、いやしの湯、津久井合唱館を生かした**地域の振興に資する事業**など、地域貢献につながる持続可能な取組を検討するに当たり、民間事業者等が持つ優れたアイデアやノウハウを生かした、**実現性が高く、長期間にわたって持続可能な事業（通年利用・施設全体の活用）提案**を求め、旧青根中学校についてはトライアル事業の実施を可能とした。

結果：15の事業提案の提出 詳細は次スライド

事業提案・事業者との対話結果等について

施設名	財産区分/ 利用状況等	提案 数	提案概要	事業者の施設に対する意見
旧青根中学校	普通財産/ 未利用	14	養殖、栽培、研修、合宿、宿泊、別荘、ワーケーション、コワーキング、撮影、学校、ワークショップ、交流、カフェ、文化・芸術、アウトドア複合施設、トレーニングキャンプ、キャンピングカー	体育館・武道場のスペック高く活用の幅が広い 個性的な外観、地域のランドマークになり得る 住宅に近い
旧青根小学校 跡地	普通財産/ 校舎焼失、体育 館は倉庫利用	6	養殖、栽培、寮、宿泊、グランピング、サイクリング拠点、芸術家活動拠点	体育館以外の建物がなく更地で使い勝手が良い トイレなしは不便
旧青根 児童保育園	普通財産/ 未利用	4	事務所、レストラン、芸術家活動拠点	旧青根小学校跡地とセットの利用が良いか 駐車場なしは不便
緑の休暇村 センター	行政財産/ 指定管理	3	レストラン、コテージ	厨房があり事業の連携が可能か 売店があると良い 休暇村センターは改装、コテージは建替え必要
いやしの湯	行政財産/ 指定管理	3	温泉施設、交流サロン	源泉の泉質が魅力 厨房があり事業の連携が可能か 温泉の加温コスト
津久井合唱館	行政財産/ 指定管理	2	瞑想、ヨガなど、緑の休暇村センター、いやしの湯と一体的な利用の提案	施設規模が中途半端

: 施設の参考情報

事業提案・事業者との対話結果等について

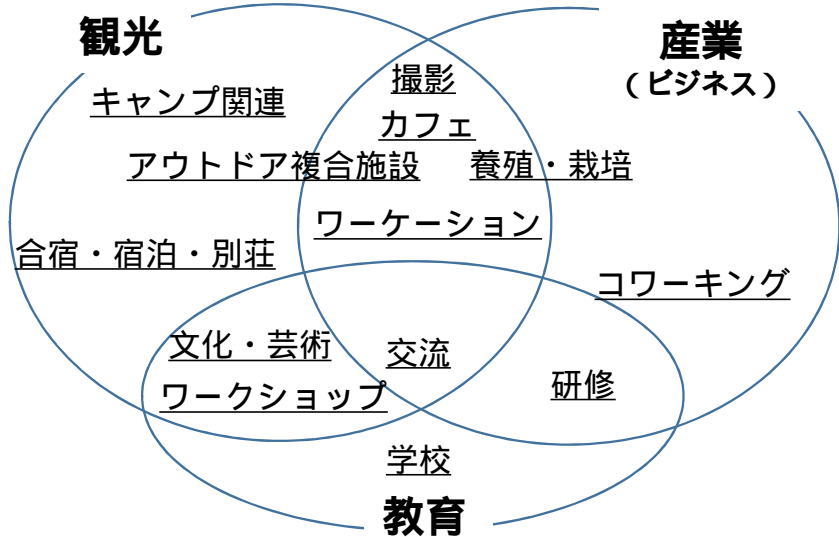
事業提案から確認したこと

- ✓旧青根中学校の利活用が最多（14提案）
うち旧青根中学校のみ（7提案）、
複数数公共施設を組み合わせ（7提案）
- ✓旧青根中学校の**施設全体を**通年利用する**事業**（6提案）



- ⚠旧青根中学校は青根の**地域振興の中心となり得る事業者ニーズの高い施設**、
機を逃さずに速やかな事業者選定を進めることが肝要
- ⚠旧青根中学校単独 or 旧青根中学校を含めた複数施設を組み合わせた利用の
両面の可能性があることを踏まえた検討が必要
- ⚠旧青根中学校の**施設全体を有効活用する事業の実現可能性**

- ✓旧青根中学校の利用用途の傾向（下図のとおり）



- 「宿泊関連」：4提案
- 「学校」：3提案
- 「キャンプ関連」：3提案
- 「撮影」：2提案
- 「養殖・栽培」：2提案



- ⚠青根の地域振興の目指す姿の解決策の例としていた**「観光」「産業(ビジネス)」**に関連した**事業の実現可能性**

- ⚠「学校」に関する事業提案が3提案、長期間にわたり安定的な関係人口の創出が期待できる**「教育」**施設としての**利活用の可能性**

複合用途を
組合わせた提案：6提案

旧青根中学校の利用用途については、複合用途を組合わせた事業の可能性も含めて**「観光・産業又は教育」**を軸に地域とともに検討する

事業提案・事業者との対話結果等について

事業者との対話により確認したこと

✓ 公共施設にとどまらず、**青根の地域資源を活用した事業展開**を望む意見があった。

例：周辺農地を活用した農業体験プログラム

例：空家を活用した「寮」や「分散型古民家ホテル」の運営

例：地域とともに森林保全活動の取組

✓ 長期的な事業運営のため、**地域との連携を重視**する意見が数多くあった。

✓ **事業者と地域と市の3者が連携し、腰を据えてまちづくりの検討を進めたい**との意見があった。

! **公共施設の利活用**による地域振興に加え、農地や空家などを含めた**地域資源の活用も含めたエリア全体の地域振興**の**2つの視点で、地域振興策を検討することが望ましい**

! 地域や市とともに**共創やまちづくりの観点から持続可能な地域振興策を検討する事業者を選定する視点が重要**

事業提案や事業者との対話等から見てきたこと

公共施設の利活用による地域振興、農地や空家などを含めた地域資源の活用も含めた**エリア全体の地域振興の2つの視点**で、地域と市で検討する体制を構築する

事業者ニーズが高い、**旧青根中学校の施設全体の有効活用**を中心に据えて検討する

旧青根中学校で実施する事業として**望ましい利用用途**や利用に当たっての条件等を整理する

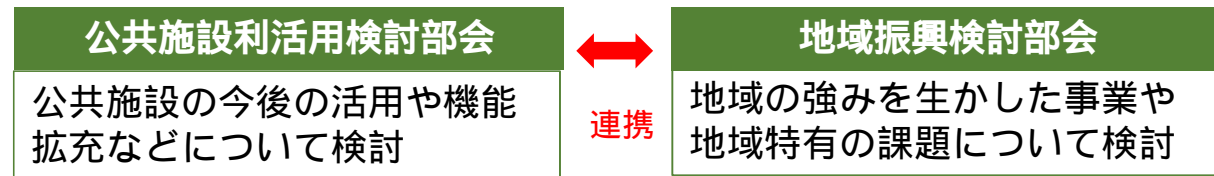
以上3点について地域との対話を実施する

地域との対話結果等について

地域との対話により確認したこと

【対話当初の検討の進め方】

- ❗ 目指す姿「目的地となる青根・立ち寄りたくなる青根」のもと、**2つの部会を設置し、地域と市がともに検討**を進めることに合意
- ❗ 旧青根中学校の施設全体の有効活用を中心に据えた検討を速やかに進めることに了承



【地域との合意事項】

- ✓ 地域は事業者と連携した事業への関わりを希望
いやしの湯の運営を例に、「登山者向けの有料駐車場の運営、空家バンク、農業体験など事業に関与できる素地がある地域」
- ✓ 事業者選定に当たっては、**条件を狭めすぎずに選定された事業者と地域との関わりを調整**していくことが良い
- ✓ 旧青根中学校で実施する事業が定まらないとエリア全体の**地域振興策を検討するのは困難**

❗ 地域と事業者と市が連携し、**民間事業者のアイデアや青根の地域資源を活用した地域振興策**を検討し、事業展開していくことは、共創やまちづくりの観点から望ましい

❗ 様々な事業の可能性のある**旧青根中学校の事業者選定を先行して実施し、核となる事業内容を踏まえた地域振興策を検討する進め方が良い**

地域との対話結果等について

地域との対話により確認したこと

【旧青根中学校の事業者選定に係る考え方について】

公共施設利活用検討部会と市で検討を行い、検討結果（事業者選定に係る考え方）を青根のまちづくり検討委員会（全体会）で報告し、**方向性が地域の意向に沿っていることを確認**

事業者に対する前提条件（案）について

- ❗旧青根中学校の**施設全体を有効活用**する長期継続的な事業であること
- ❗**青根地域センターは当面の間、併設した状態で使用**すること
運営・管理は引き続き市が行う。
- ❗災害等の際は、**避難所・緊急避難場所、ヘリコプターの離発着場、消防水利の機能を継続**すること

旧青根中学校の利用用途（案）について

- ❗青根の地域振興や事業の持続可能性の観点から**望ましい利用用途**について検討
事業提案をもとに整理した「**観光**」、「**産業**」又は「**教育**」を軸に、追加・削除すべき利用用途や、それぞれの利用用途に対する意見を確認
加除についての意見はなく、「**観光**」、「**産業**」又は「**教育**」の利用用途については、「望ましい」・「まあ望ましい」を合わせた割合が約8割

事業者及び事業内容の選定に関する考え方について

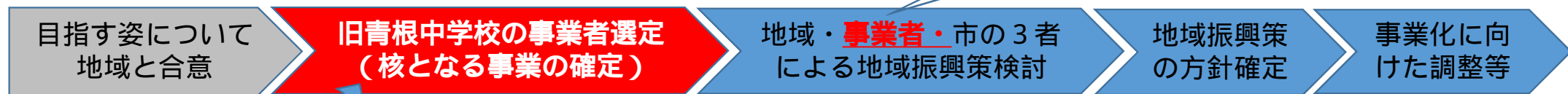
- ❗「**地域振興**」や「**事業計画及び事業実施主体の実現性・継続性**」を重視した審査項目により、地域の意向を踏まえながら事業者を選定する市の考え方に同意

青根地域振興策の方向性について

論点1
(確認事項)

事業者や地域の対話等から導き出した青根地域振興策の方向性

【地域の意向を踏まえた検討の進め方の軌道修正】

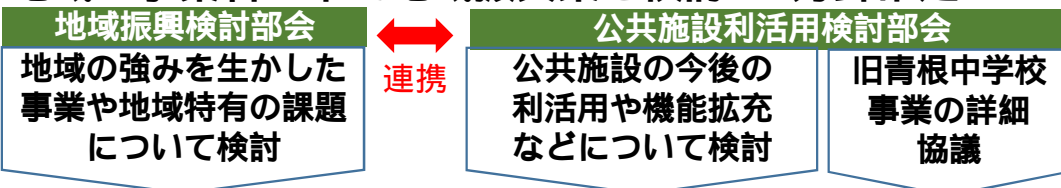


「青根地域振興策の方針確定」に先行して、旧青根中学校の事業者選定を実施

青根の地域振興の共創パートナーの選定

旧青根中学校以外の公共施設や農地・空家などを含めた青根地域資源を活用する将来の事業プランの自由提案を可能とする
「地域振興」、「事業の実現性・継続性」を重視した事業者選定を行う
事業対象施設としての担保は旧青根中学校のみ

旧青根中学校の核となる事業や自由提案等をもとに、
地域・事業者・市で地域振興策を検討 方針確定



青根地域振興策の方針確定

【検討体制】

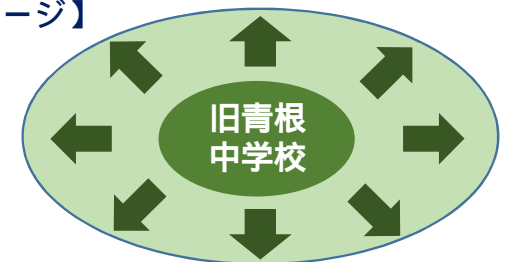


事業化に向けた庁内調整 段階的な事業の実施

旧青根中学校の事業を契機に、検討部会等でまとめた青根地域振興策について、事業化が可能なものから順次実施し、エリア全体の振興を図る

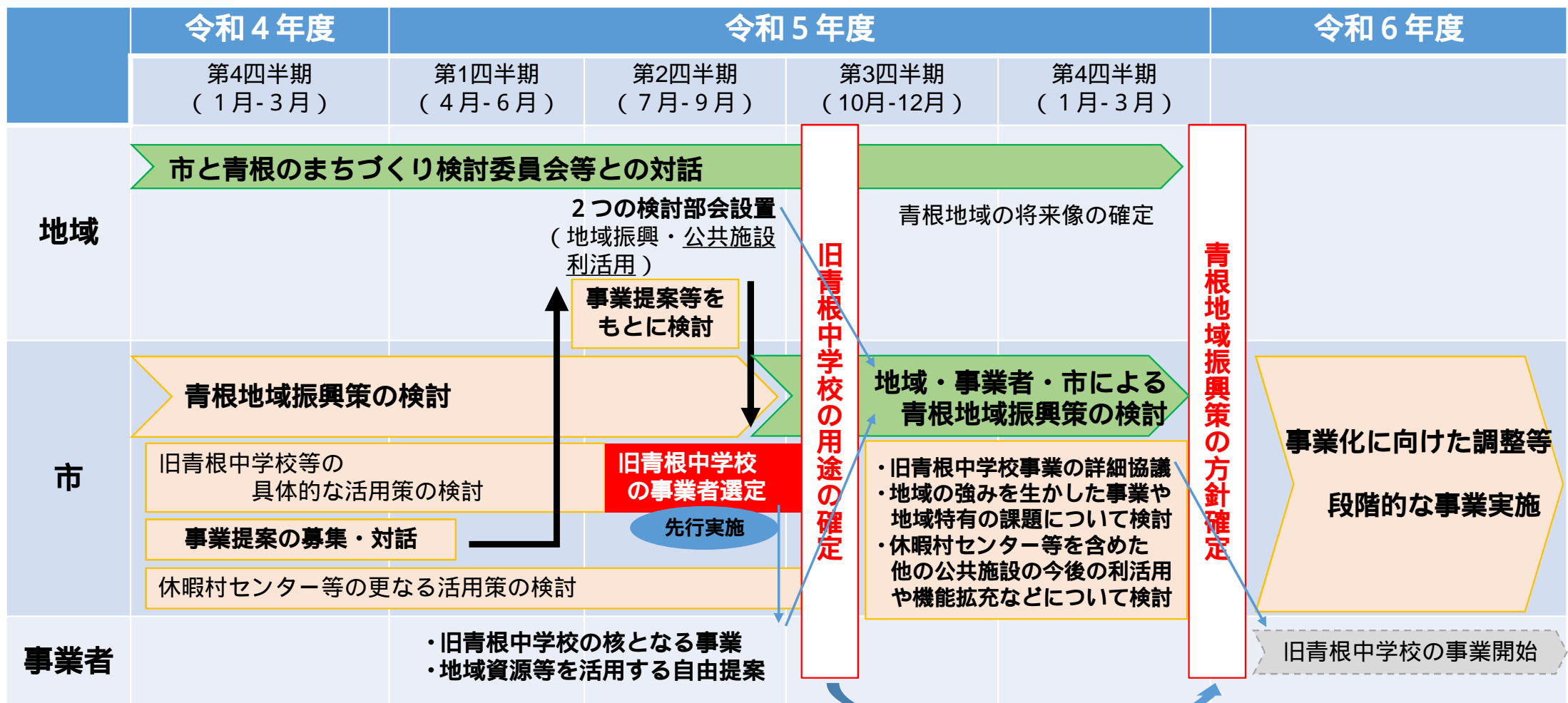
【地域振興事業の展開イメージ】

「旧青根中学校」から
「エリア全体」へ
段階的な事業展開



中山間地域振興モデル地区（青根）の事業スケジュール（案）

～ 検討の進め方の軌道修正に伴うスケジュール変更～



旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

論点2 (確認事項)

(1) 事業者選定の方法について

① ア 未利用資産の有効活用方法、 ① イ 事業者選定方法

(2) 貸付にあたっての基本条件について

ア 貸付期間、 イ 貸付方法及び貸付料、 ① ウ 貸付料の減額

(3) 事業者による提案にあたっての条件等

ア 事業提案の主な条件、 イ 事業候補者選定において重視する点

(4) 公募スケジュール(案)について

(5) 令和6年度以降の予算対応が必要なもの

① ア 歳出、 イ 歳入、 ウ その他予算執行を行うもの

以降、論点となる箇所に
① を付してます。

旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

(1) 事業者選定の方法について

① ア 未利用資産の有効活用方法（未利用市有地等の有効活用に関する基本方針）

- ・ 売払いによる処分
- ・ **民間への貸付け**

旧青根中学校は、地域振興の核となる資産として有効活用していくため、**民間への貸付**とする。

① イ 事業者選定方法（財産管理事務処理マニュアル）

- ・ **公募**（一般競争入札、**プロポーザル方式**など）
- ・ 随意契約（性質又は目的が競争入札に適さないことが前提）

事業者選定にあたっては公平性・透明性を確保する必要があることから、公募で行うこととする。

地域振興等の事業提案による選定をするため、プロポーザル方式を採用する。

旧青根中学校は民間事業者にプロポーザル方式の公募による選定方法で貸付けを行う。

旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

(2) 貸付にあたっての基本条件について

ア 貸付期間

市有財産条例施行規則第15条に基づき、**5年間の賃貸借契約**とし契約の更新については同条第3項により5年毎とする。なお、貸付料については5年ごとに見直すこととする。

市有財産条例施行規則

第15条 普通財産又は行政財産の貸付けは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 建物の所有を目的とする土地 30年
- (2) 建物の所有を目的としない土地及びその定着物 10年

(3) 建物その他の物件 5年

2 前項第1号の規定にかかわらず、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条又は第23条の規定により土地を貸し付ける場合の期間は、市長が定める。

3 **第1項の貸付期間は、更新することができる。この場合において更新のときから同項の期間を超えることはできない。**

イ 貸付方法及び貸付料

市有財産条例施行規則第16条に基づき、不動産評価委員会の評価額を貸付基準額()とした**有償貸付**とする。 貸付基準額：約1,782万円(令和5年3月に実施した仮評価の結果)

市有財産条例施行規則

第16条 普通財産又は行政財産の貸付料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算定方法に基づく額を基準とする。

(以下、略)

(1) 1,000平方メートル以上の土地の貸付けに係る貸付料又は500平方メートル以上の建物の貸付けに係る貸付料

の年額 **第31条第1項の基準価格** **不動産評価委員会による鑑定額**

(以下、略)

旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

① ウ 貸付料の減額

(ア) プロポーザル方式での選定にあたって
プロポーザル方式による選定では、原則として事業提案内容による評価のみで事業者を選定する。
価額は、貸付基準額とする

(イ) 貸付基準額に満たない価格の提案について
貸付料については貸付基準額で借用することを前提とするが、貸付基準額に満たない額を提案価額として提案することを可能とする。

また、事業者の選定にあたっては、選定委員会による総合評価の結果、最も優れた提案として評価された事業者の提案価額が貸付基準額に満たなかった場合には、減額の措置を講ずることを検討する。

減額する場合、市有財産条例による減額は民間事業者は対象とならないため、地方自治法第96条第1項第6号により、議会へ上程し、議決されれば減額貸付をすることができる。

【事例】旧吉野小学校での貸付料の減額（平成23年12月議決、現シュタイナー学園高等部）

- ・ 公募要項記載の貸付基準額（不動産評価委員会の答申額） 14,508,000円（年額）
- ・ 事業者からの提案による減額後の貸付額 8,595,131円（5年目の額）
貸付1年目、2年目：年額の16%、3年目：年額の33%、4年目：年額の50%、5年目：年額の59%
- ・ 減額貸付の理由：旧名倉小学校を活用した小中一貫校としての実績に加え、旧藤野町における「ふるさと芸術村構想」に基づく施策に合致していること、また、廃校した小学校の活用、定住人口の増加及び地域住民との交流による地域活性化に資するため

旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

【参考】議会の議決を経て減額貸付するための根拠法令

地方自治法

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(略)

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価()なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。 適正な対価 = 不動産評価委員会による鑑定額

【参考】普通財産の無償貸付・減額貸付に関する条例及び取扱基準

市有財産条例

(普通財産又は行政財産の無償貸付等)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

市有地等の貸付けに関する取扱基準

(無償及び減額貸付)

第7条 相模原市市有財産条例(昭和39年相模原市条例第34号)第4条の規定に基づく普通財産又は行政財産の無償貸付等は、別表に定める基準によるものとする。

別表(第7条関係) 無償・減額貸付基準

「公共的団体」は、市の指導・監督を受け、市の事務事業を補佐し、又は代行する団体、自治会関係団体、その他公共的団体に区別

その他公共的団体「無償」：市の事務事業と密接な関連を有する事務事業で、市長が特に必要と認めるとき

「5割以下の減額」：行政事務と密接な事業を行い、その事業が特に公益上必要があると認められるとき



旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

(3) 事業者による提案にあたっての条件等

ア 事業提案の主な条件

(ア) 事業提案の前提

施設の有効活用を図るため、**旧青根中学校の施設全体を通年利用する提案**であること。

(イ) 旧青根中学校の利用用途

「観光」、「産業」又は「教育」の利用用途であることを条件とする。

(ウ) 現在ある機能の継続

a **青根地域センターの存続**（市による運営管理を継続）

b **避難所等の災害時の機能の継続**

c **地域行事が引き続き実施できるように配慮**する

イ 事業候補者選定において重視する点（選定委員会を組織して審査を行う）

地域振興の視点からの審査

事業計画及び事業実施主体の**実現性・継続性などの視点**からの審査



旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

(4) 公募スケジュール(案)について

内 容	期 間
公募要項配布	8月25日(金)～9月29日(金)
現地説明会	1回目：9月 6日(水) 2回目：9月20日(水)
質疑応答	8月28日(月)～9月21日(木) 回答日：9月7日(木)、9月25日(月)
申請受付	9月 8日(金)～10月2日(月)
書類等審査	10月3日(火)～10月13日(金)
選定委員会	10月17日(火) 予備日10月18日(水)

(参考) 選定委員会の構成について

公認会計士、学識経験者及び青根のまちづくり検討委員会、津久井地区まちづくり会議の代表、緑区長の計5名

旧青根中学校の有効活用に向けた事業者の選定について

(5) 令和6年度以降の予算対応が必要なもの

① ア 歳出 (令和7年度当初予算を予定)

分類	内容	費用
学校施設整備基金	国庫補助を用いて設置された学校等を有償貸付する場合の用途変更の手続き	(仮) 3,200万円

旧青根中学校は国庫補助を用いて建設されているため、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続として、教育委員会での基金の積み立てが必要となり、財産処分から1年以内に国庫納付相当額の基金積み立てが必要となる。
 「財産処分の1年以内」の始期は、事業者による事業の開始日を指す。

イ 歳入 (令和6年度からを予定)

分類	内容	費用
貸付料	旧青根中学校の使用に伴う貸付料	(仮) 1,782万円

【参考】貸付にあたっての考え方

- (ア) 事業開始に必要な改修費用等は事業者の負担とする。
- (イ) 公共建築課に確認したところ、現時点で大規模な修繕の必要はない。

ウ その他予算執行を行うもの

令和6年度の事業者への貸付を見据え、現在発生している小規模な雨漏り等の修繕を令和5年度中に行う。なお、財源については区別基本計画推進事業から、普通財産の修繕費へ予算流用して対応する予定

(参考) 旧青根中学校 施設概要

所在地	緑区青根 1 9 2 6 番地
財産区分	普通財産 (令和 2 年 3 月廃校)
用途地域	都市計画区域外
敷地面積	1 0 , 6 6 6 . 3 5 m ² (1)
建物等	<p>校舎棟 (昭和 6 0 年建築)、校舎及び青根地域センター) 鉄筋コンクリート造 3 階、地下 1 階建 2 , 4 3 3 . 2 0 m² (P H 階含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎 (普通教室、教科別教室、職員室、放送室、天体望遠鏡室等) ・青根地域センター (図書室、和室、集会室等) (2) <p>体育館 (平成 3 年建築) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建 1 , 1 9 1 . 8 1 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ、武道場、更衣室等 <p>渡り廊下 (平成 3 年建築) 鉄骨造 1 階建 4 7 . 0 0 m²</p> <p>その他の施設等 グラウンド、屋外プール、倉庫、体育倉庫、灯油庫、防災備蓄倉庫、屋外トイレ</p>

- 1 上記の敷地面積と別に、敷地内に市道上青根上野田釜立線及び市道青根15号線 (計422.22m²) があるが、市道部分は事業者の管理範囲から除外し、道路用地として市が引き続き管理する。
- 2 青根地域センターは、青根地域のコミュニティ活動の維持の観点から存続することとし、市が引き続き運営を行うため、事業者の管理範囲から除外する。

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年8月16日

案件名	受動喫煙防止対策の更なる推進(公園等の禁煙化)について						
所管	健康福祉 局区	保健衛生 部	健康増進 課	担当者		内線	
所管	環境経済 局区		公園課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市健康づくり推進条例(令和5年4月1日施行) 条例に規定する基本的施策「喫煙及び受動喫煙対策」が推進される 子育て環境の向上 子どもや妊産婦をはじめとする市民が受動喫煙による健康被害から守られ、子育て環境が向上することにより「子育てするならさがみはら」の実現に寄与する					
	効果測定指標				施策番号	10	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標	公園等の禁煙化による市民の健康の保持、子育て環境の向上					

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	公園等を原則禁煙とすることについて 「公園等」とは、公園のほか子どもの広場、児童遊園、ふれあい広場、屋外スポーツ施設及びこれに類する施設を指す
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

令和2年4月に施行された改正健康増進法(以下「法」という。)に基づき、市施設のうち法に定める特定施設については、既に法に定める受動喫煙防止対策を講じており、施設設置条例において「所定の場所以外で喫煙しないこと」を利用者の遵守行為として規定している施設も多いことから、法や条例に基づき喫煙に関する一定の規制が設けられている。

一方、公園など法の範囲外となる敷地のみ施設についてはそうした規制が無いため、現在、喫煙が可能な状態となっている。このため、市健康づくり推進条例に掲げる「受動喫煙対策」の更なる推進による子どもや妊産婦をはじめとする市民の健康の保持や子育て環境の向上等を目的として、公園等を原則禁煙化するもの。

なお、施設利用者の実態等から喫煙場所を設ける必要がある施設については分煙化(所定の喫煙場所以外は禁煙)とし、施設の管理を地域が行っている場合は管理者との協議が整った施設より順次実施する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整						
	周知 ・9/1広報、HP ・看板設置						
	10/1～ 事業実施						
	R6単年度要求	制札板等設置					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費		46	51,448	0	0	0	0	0
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		46	51,448	0	0	0	0	0
うち任意分		46	51,448	0	0	0	0	0
捻出する財源 2		46						
一般財源拠出見込額		0	51,448	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	R5年度は庁内リユースの活用などにより消耗品の執行を抑制して捻出する。							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
各施設所管課等	<p>令和5年7月14日 関係課長打合せ会議(市施設における受動喫煙防止対策の推進について)開催</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物有する施設は既に法や条例により喫煙に関する一定の規制を設けているため、今回の対策の対象はこれらの規制が及んでいない敷地だけの施設とすべき。 ・各施設所管課に実施の判断を委ねるのではなく、市として方針を決定されたい。 ・施設への禁煙掲示は統一の仕様で実施すべき。 ・施設の運営や維持管理を地域に任せている施設は別途地域との調整が必要となる。

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (8/4)

【禁煙化の考え方について】

(総務法制課担当課長)原則禁煙化ということだが、指定管理施設は分煙化で喫煙可能であり、地域団体が管理しているところは協議が進まないで禁煙化されないなど、利用者側からみて対応が統一されていないと感じる。

(健康増進課長)市民協働推進課、子ども若者支援課、スポーツ施設課の各課が、地域に対して、市が決めたことであり、従っていただきたい旨を申し入れする。基本的にはどこも賛同いただけており、ふれあい広場や子ども広場において著しく禁煙化が進まないことはないと考えている。また、分煙化については、例えば、大きなイベントがあって、集客が非常に多いなど、たばこを吸う場所が1箇所もないと、隠れて吸われたり、ポイ捨てされたりというリスクを想定してのことであるが、喫煙の管理ができるという意味合いで、指定管理対象の公園やスポーツ施設が対象となりうるということであって、指定管理対象の施設すべてに喫煙場所を必ずしも設置しなければならないものではない。

(総務法制課担当課長)今後、市長の記者会見や広報でPRしていくと思うが、公園の全面禁煙でなく、禁煙や分煙の強化を進めるという表現が正しいのではないかと。

(公園課長)現在、公園は禁煙をルール化しておらず、禁煙を強化でなく、あくまで禁煙化するものである。原則禁煙化だが、公園の規模感であったり、利用者の状況であったり、そうしたものをしながら一部分煙するという考え方である。

(総務法制課担当課長)市としての周知方法と実態が合わないと、利用者が混乱したり、苦情を受ける所管課が苦慮したりするので、誤解の生じないようにPRしてもらいたい。

【スケジュールと予算について】

(財政課総括副主幹)すべての公園に制札板があり、上から張り替えるイメージか。

(公園課長)制札板を取り替える。

(財政課総括副主幹)積算はどのように行っているのか。

(公園課長)街区公園は1か所、近隣公園は2か所、地区公園、総合公園、運動公園は3か所とし、1枚74,800円で積算している。

○(政策課長)令和5年度中は、すべてパウチで対応するのか。

(公園課長)そのとおりである。

(健康増進課長)予算の関係で補足であるが、5,140万のうち100万円弱については、ふれあい広場や子ども広場は看板を設置できる場所がない場合があり、長持ちする少し固めの板を作り、地域に渡して、掲示を地域にお任せする方法により計上させていただいている。

原案のとおり上部会議へ付議

令和5年8月16日

決定会議 資料

受動喫煙防止対策の更なる推進 (公園等の禁煙化)について

健康福祉局 保健衛生部 健康増進課

環境経済局 公園課



1 改正健康増進法(受動喫煙防止対策)について

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所 口(略)

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所 口(略)

1 改正健康増進法(受動喫煙防止対策)について

【第一種施設】

敷地内**原則禁煙**
(屋内も禁煙)



対象施設：学校、病院、保育園、行政機関、
介護老人保健施設等



学校



病院



保育園

例外

屋外に要件を満たした
特定屋外喫煙場所を設置することが
認められています。

【第二種施設】

屋内**原則禁煙**



対象施設：飲食店、事務所、工場、
ホテル・旅館等
(第一種施設、喫煙目的施設*以外)

*喫煙を主目的とするバー、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所等



飲食店



事務所



工場



ホテル

例外

基準を満たした喫煙専用室等の設置・
小規模な飲食店への経過措置が
認められています。

法規制は施設に適用（第1種施設は敷地含む）

2 本市における対策の現状

健康増進課調査（令和3年4月時点）

第1種施設		第2種施設	
本市施設	対策	本市施設	対策
本庁舎、合同庁舎、 総合事務所、 まちづくりセンター、 図書館、保育園、児童館、 子どもセンター、診療所、 消防施設 等	本庁舎、合同庁舎 及び消防施設に 特定屋外喫煙場所 を設置	左記以外 の施設	屋内(清掃施設等) 又は屋外(スポーツ 施設、文化センター、 ホール 等)に 喫煙場所を設置

上記対応に加え、多くの施設が施設設置条例（施行規則）において『所定の場所以外で喫煙しないこと』を施設利用者の遵守事項として定めており、既に上記施設については一定の受動喫煙防止対策が講じられている

一方、法規制外となる敷地のみの施設はそのほとんどが現時点では特段の対策を講じておらず、公園や屋外スポーツ施設等の一部に指定喫煙場所が設置されている状況

3 公園等の禁煙化について(考え方及び対象施設)

【禁煙化の目的】

- ・市健康づくり推進条例に掲げる基本的施策の一つ『受動喫煙対策』の推進
- ・子育て環境の向上（『子育てするならさがみはら』の実現に寄与）

【禁煙化の考え方】

法規制外の市施設のうち、子どもや妊産婦など特に受動喫煙による健康被害の大きい市民が多く利用・滞在する施設（公園等）を原則禁煙とする

【原則禁煙化する施設】（ ）内は箇所数

都市公園（625）、児童遊園（34）、屋外スポーツ施設（51）
ふれあい広場（40）、子どもの広場（91）

利用者の状況や禁煙化リスク（ポイ捨て、火事 等）などから施設全面禁煙が困難な場合は、分煙化（指定喫煙場所を設置し他のエリアは禁煙）も可とする

公園については指定管理対象の12公園は分煙化し、他は全面禁煙の予定

地域団体等の第3者が管理している場合は、協議が整った施設より順次実施

なお、上記に類似する施設は、禁煙化の目的や考え方、施設利用者の状況等に基づき、各施設所管課で実施の可否を判断する

3 公園等の禁煙化について(実施方法)

【各施設における禁煙化の位置付け】

- ・ 施設利用上のルールとして実施（条例、規則等で規定はしない）
- ・ 庁議終了後、各施設管理課においてルール化を意思決定（決裁処理）

【禁煙化の周知方法】

各施設への禁煙標識の掲示により実施

令和5年度中は簡易な対応とし、令和6年度より制札板等による掲示

【分煙化の場合の留意事項】

施設利用者の状況や禁煙化リスク（ポイ捨て、火事等）により喫煙場所を設ける必要がある場合（分煙化）は、以下の点に留意する

- ・ 受動喫煙を生じさせない喫煙場所が確保できること
- ・ 喫煙場所の維持管理が行えること（単に灰皿を置いておくだけは望ましくない）

【通報、苦情等への対応】

以下の点に留意しつつ、各施設所管課において対応する

- ・ 施設利用上のルールであり法的強制力はなく、巡回指導等も困難であること
- ・ 管理を第三者に任せている場合は、事前に対応を協議しておく必要がある

4 実施スケジュールと予算(公園の場合)

8月21日 市議会・報道機関へ情報提供
市長定例記者会見で実施を発表

9月 1日 広報さがみはら掲載、市ホームページ掲載
(周知期間)

10月 1日 公園等の禁煙化開始

他の対象施設も上記スケジュールでの実施を目指しつつ、
地域との協議等を踏まえて順次開始

【禁煙化実施のための追加的予算について】

- ・今年度は不要(簡易掲示のため各課が既存予算で対応)
- ・令和6年度は制札板等にかかる経費が必要(所要額は事案調書参照)

5 参考(公園の禁煙化に係る指定都市の状況)

(1) ルールとしての禁煙化(例:さいたま市)

- ・令和5年4月より試行実施
- ・対象は市内全ての都市公園等(一部の大規模公園は指定喫煙場所以外を禁煙)

(2) 条例による禁煙化(例:兵庫県)

【受動喫煙の防止に関する条例】

対象施設の管理者は、別表に掲げる区域を喫煙することが出来ない区域としなければならない(別表に都市公園、運動施設等の敷地を含む)

何人も受動喫煙防止区域において喫煙をしてはならない

施設管理者及び禁止区域での喫煙者双方に罰則(過料)有

公園の禁煙化 指定都市の状況

喫煙可能:6市、一部禁煙:11市、禁煙:3市(条例化は神戸市のみ、他はルール実施)

(参考) 条例による努力義務(本市含む多くの自治体)

【路上喫煙防止条例】市民等は路上喫煙をしないよう努めるものとする。

「路上」に道路のほか公園など公共の場所を含む

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年8月16日

案件名	(仮称)新斎場整備事業について							
所管	市民	局区	—	部	区政推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	最終候補地「青山」に(仮称)新斎場を整備することで、超高齢化の進行に伴う火葬需要の増加への対応が可能となる。						
	効果測定指標	-				施策番号	16	
		R5	R6	R7				
	事業効果 年度目標	/						

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	最終候補地「青山」における検討・調査の結果を踏まえた事業推進について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。

事案概要

行財政構造改革プランにおいて、(仮称)新斎場整備事業の計画期間中における取扱いが「検討・調査」とされていることから、最終候補地「青山」における土砂災害対策をはじめとする課題解決に向け、検討・調査を重ねてきた。令和4年度は「土砂災害対策等検討業務委託」を発注し、効果的な対策の提案を受けたことから、最終候補地「青山」における課題への対応及び今後の事業の進め方について審議するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	●最終候補地「青山」における実施の決定		土砂災害対策 予備設計				用地測量	
			進入路 予備設計			●都市計画決定	用地取得	
				基本計画			①従来手法の場合 基本設計 (炉の選定)	
				●大規模事業評価			②民活導入の場合 アドバイザー 契約	
		※R5に、最終候補地「青山」における実施が決定された場合のスケジュール						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(衛生費)		0	52,333	24,000	0	都市計画決定	284,000	84,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債							74,200	63,000
その他								
一般財源		0	52,333	24,000	0		209,800	21,000
うち任意分								
検出する財源※2								
一般財源抛出現込額		0	52,333	24,000	0		209,800	21,000
元利償還金(交付税措置分を除く)		※R5に、最終候補地「青山」における実施が決定された場合の概算事業費						
検出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	1	1	2	2	2
局内で検出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	1	1	2	2	2

局内で検出する人工概要

※R5に、最終候補地「青山」における実施が決定された場合の必要人工

SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全な食生活と栄養	3 健康と長寿な生活を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を	6 安全な水とトイレを	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがいも、経済成長も	9 産業と雇用イノベーション
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つくばないで、つかうものを	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と正義を	17 パートnership for sustainable development	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	議会提案時期	報道への情報提供
	パブリックコメント	なし	時期

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、生活衛生課、都市建設総務室、都市計画課、開発調整課、道路計画課、緑区役所区政策課、津久井土木事務所、津久井まちづくりセンター	令和5年7月10日 関係課長打合せ会議 新斎場の進入路について、新道路整備計画の優先整備箇所には位置づけられていないことから、建設に係る予算の確保及び地域への説明等は事業課(斎場準備室)が担当する。

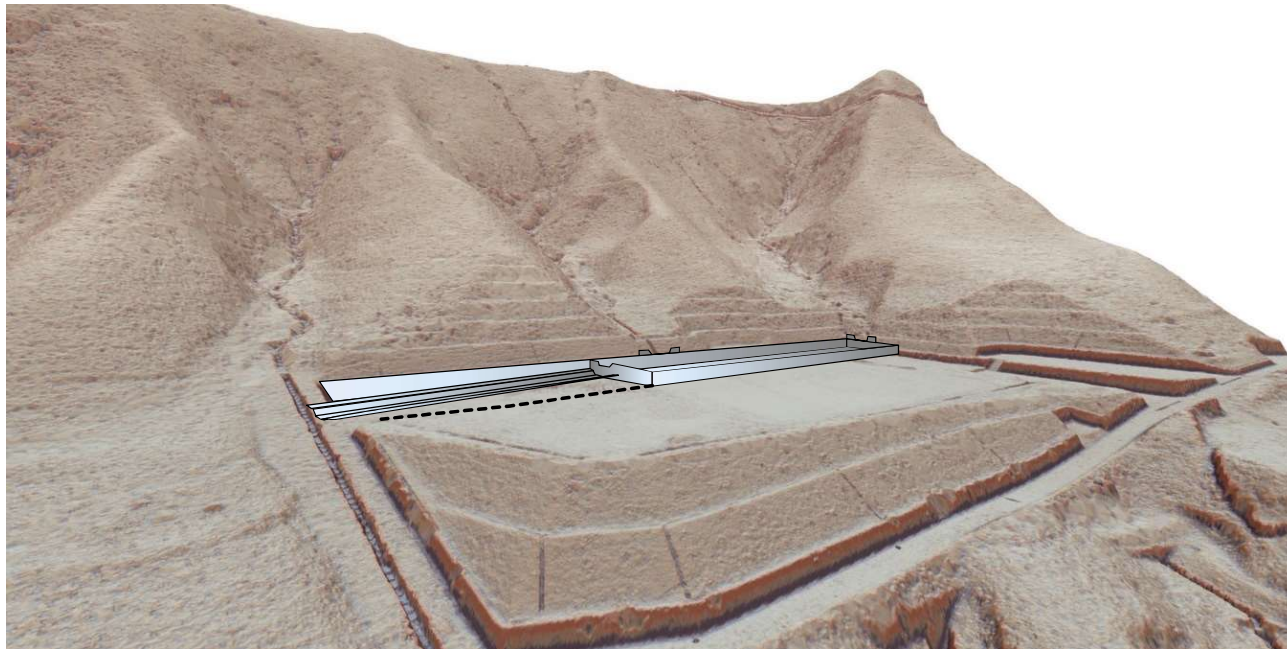
備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (7/19)</p>	<p>【審議事項について】 ○(総務法制課長)今回の審議事項の一つとして、行財政構造改革プランの見直しへのエントリーについてとあるが、今後の流れとしてはどうなるのか。 →(財政課長)庁議で承認となれば行財政構造改革本部において、行財政構造改革プラン上でどのような文言・表現にするのかという議論になる。 →(政策課長)庁議では事業の方向性について議論し、行財政構造改革本部では長期財政収支との兼ね合いなど別の視点で審議することになる。 ○(財政課長)今後の庁議の審議次第ではあるが、検討・調査の結果により、今回災害対策等について別の方法が示されたということで、行財政構造改革プラン上も見直しに向けて検討すべきだと考える。</p> <p>【市外火葬場利用について】 ○(総務法制課長)市民の市外火葬場利用については、どのような状況となっているか。 →(区政推進課斎場準備室長)市民の市外火葬場利用については年々増加している一方、近隣自治体においても火葬需要が増えている状況であることから、今後の市民の市外火葬場利用については厳しくなる見通しである。 →(総務法制課長)近隣自治体の火葬場利用についての検討状況等について、資料上に加えた方がよいのではないか。 →(区政推進課斎場準備室長)承知した。</p> <p>【災害対策について】 ○(観光・シティプロモーション課)今回は専門家の意見も踏まえて安全性に問題がないよう検討されていると思うが、事業区域にレッドゾーンが一部含まれることについては、問題ないのか。 →(区政推進課斎場準備室長)事業区域にレッドゾーンが含まれることについて、法律等ルール上の問題はない。県にもその旨を確認済み。災害対策の安全性については、今後より詳細な検討を予定しており、市民の皆様へは引き続き丁寧に説明していく。</p> <p>《原案を一部修正し、上部会議に付議する》</p>
<p>決定会議の 主な議論 (7/28)</p>	<p>【事業費について】 ○(財政局長)全体事業費が示されていない状況では、事業推進の可否を判断するのが難しいのではないかと。行財政構造改革プランにおいても、長期財政収支への影響等について考慮する必要があるため、全体事業費を示す必要があると考える。 →(区政推進課斎場準備室長)行財政構造改革プランでの現状の位置付けが検討・調査までしか認められていないため、現時点では土砂災害対策と進入路の概算までしか出していない。他自治体の整備事例等を参考にしながら、想定される概算事業費を積みこむことはできるが、整備手法によっても総事業費が大きく変わるものと思われる。 ○(市長公室長)昨今の降雨の状況等を鑑みると、土砂災害対策費などは想定しうる上限額で見積らないと、後々支障が出る場合があるのではないかと。 →(区政推進課斎場準備室長)約1.2億～2億円と幅を見て概算しているが、予備設計の際により詳細な検討が必要となる。</p> <p>【審議事項について】 ○(財政局長)今回の庁議で行財政構造改革プランでの位置付けまで決めるのではなく、庁議で推進の方向性が認められた後、行財政構造改革本部で本事業をどういう位置付けにしていくか検討するものだと考える。 →(区政推進課斎場準備室長)今回の庁議で位置付けまで決めるということではなく、検討・調査結果についての妥当性と、行財政構造改革プランの位置付け見直しへのエントリーをしたいというものである。 →(市長公室長)庁議で承認されたから行財政構造改革プランの位置付けについても同様に認められるというわけではないということをご理解いただきつつ、資料上も誤解がないよう審議事項の記載内容を工夫すること。</p> <p>《継続審議とする》</p>

R5.8.16
決定会議資料

(仮称)新斎場整備事業について



市民局 区政推進課 斎場準備室

0. 序章

審議事項

最終候補地「青山」における検討・調査の結果を踏まえた事業推進について

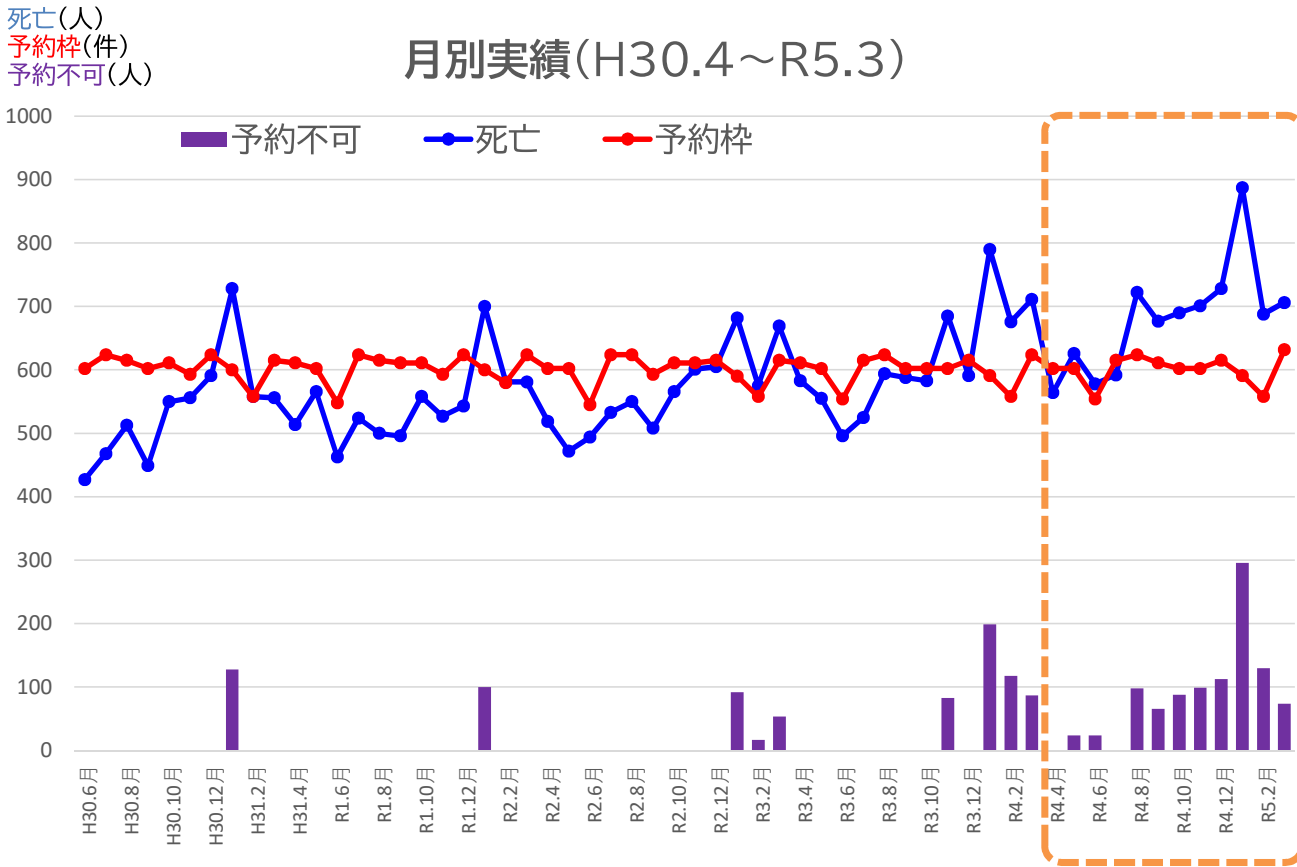
資料の構成

1. 市営斎場のひっ迫状況
2. 「行財政構造改革プラン」における本事業の位置付け
3. 課題① 新斎場整備以外の手法の検討
 - (1) 市営斎場の予約枠増設の検討
 - (2) 周辺火葬場利用の実態調査 及び 市外火葬への助成制度の検討
4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討
 - (1) 最終候補地「青山」の位置図
 - (2) 令和元年東日本台風上陸時の状況
 - (3) 【参考】令和2年度基本計画検討業務委託の中で示された一例
 - (4) 土砂災害対策の再検討
5. 地域要望への対応状況
6. 想定スケジュール



最終候補地「青山」周辺の航空写真

1. 市営斎場のひっ迫状況



実績値を月毎で見た場合、

- 冬季のひっ迫状況が顕著
R4年度1月 火葬待ち日数：平均10日
- 冬季以外も、市営斎場の予約枠を死亡者数が超える状況が続いている

参考：R4年度予約不可：1,012件
(左記点線内)

⇒ひっ迫度合いは既に危機的状況

2. 「行財政構造改革プラン」における本事業の位置付け

相模原市行財政構造改革プラン 【第1期】令和3年度から令和5年度末まで

(1) 新たなまちづくり事業の選択と集中

ア (仮称)新斎場整備事業

(ア) 計画期間中に、最終候補地「青山」において、検討・調査は実施 します。

(イ) 市営斎場の機能拡充等 を図り、増加する火葬需要への対応について検討 します。

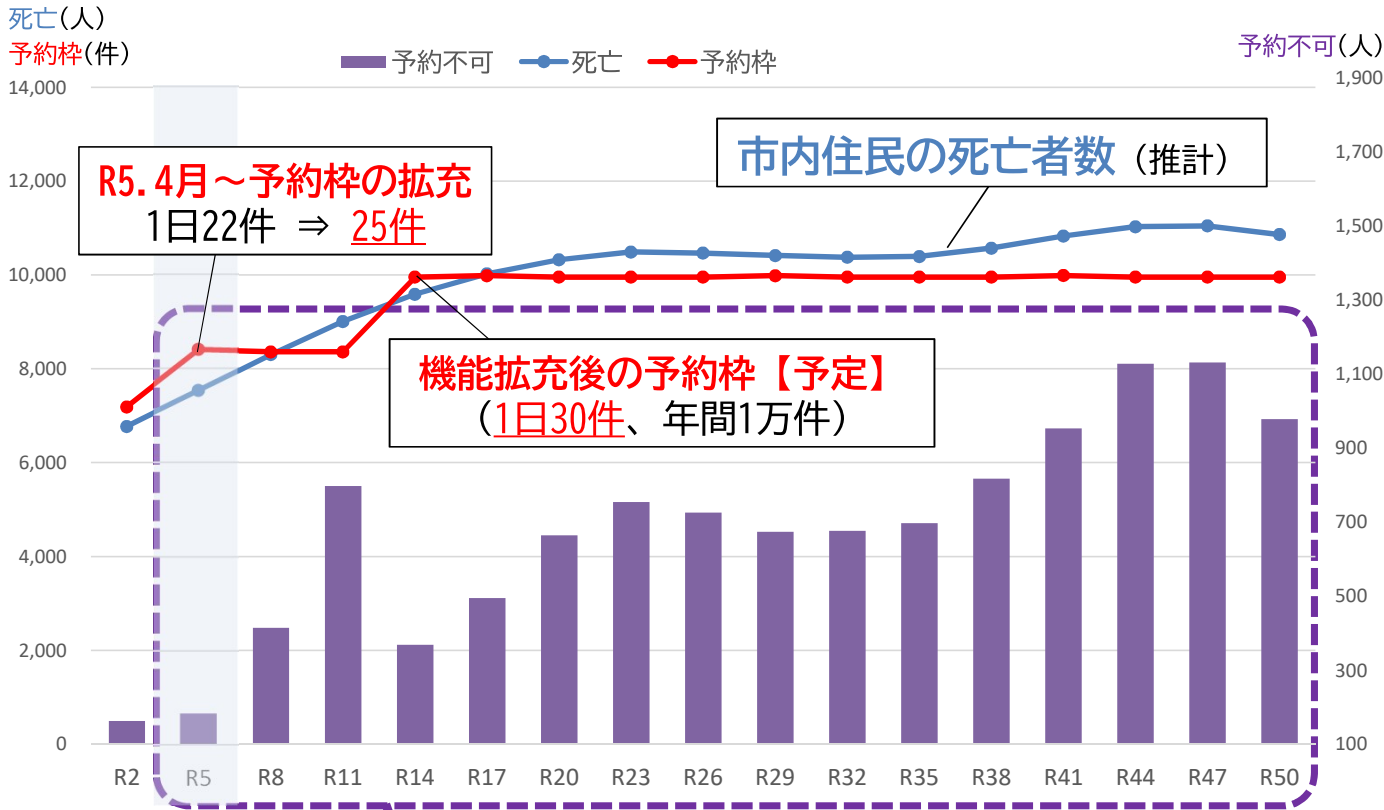
課題

- ① 増加する火葬需要への対応については、新斎場整備に限らず、安定的かつ持続可能な手法を多角的に検討
- ② 最終候補地「青山」において「事業を推進する」と位置付けるためには、土砂災害対策について引き続き検討が必要

課題解決のための検討・調査を実施

3. 課題① 新斎場整備以外の手法の検討

(1) 市営斎場の予約枠増設の検討



将来、火葬予約不可になることが見込まれる市民の数 (推計)

将来推計を年毎で見た場合、

- 市内住民の死亡者数は、令和40年代にピークを迎える
- 市営斎場（古淵）について、長寿命化改修に合わせて機能拡充を行い、予約枠を1日30件（年間1万件）にすることとしているが、最大限機能拡充しても増加する火葬需要に対応することは不可能

⇒市営斎場の機能拡充のみでは課題解決にならない

3. 課題① 新斎場整備以外の手法の検討

(2) 周辺火葬場利用の実態調査 及び 市外火葬への助成制度の検討

- 本市市民の市外火葬件数は年々増加（参考：R2年度 634件 ⇒ R4年度 1,333件）
- 近隣自治体においても火葬需要の高まりが顕著
- ⇒ 本市市民が利用可能な周辺火葬場は今後更に限られる

●市外火葬への助成制度の検討

全方位型

- 他自治体の火葬場を利用した本市市民に対し 市内使用料との差額を直接助成
- 市外全ての火葬場が対象
- 運営自治体等の合意不要（本市の判断のみで実施）



- 本市では、予約枠の8割以上の市民優先枠を設定しているにもかかわらず、結果として、本市市民の市外火葬を奨励
- ⇒ 周辺自治体が対応策（優先枠の設定・強化、使用料改訂）を講じる可能性大
- ⇒ 本市市民の火葬が現状以上にひっ迫する懸念

協定型

- 周辺自治体と相互利用の協定等を締結
- 本来の使用料との差額を自治体間で精算



- 本市のひっ迫状況から、周辺自治体にとって相互利用のメリットがない
- 周辺自治体へ打診しているが、現段階で前向きな回答が得られていない
- ⇒ 無期限・無制限な協定締結は不可能

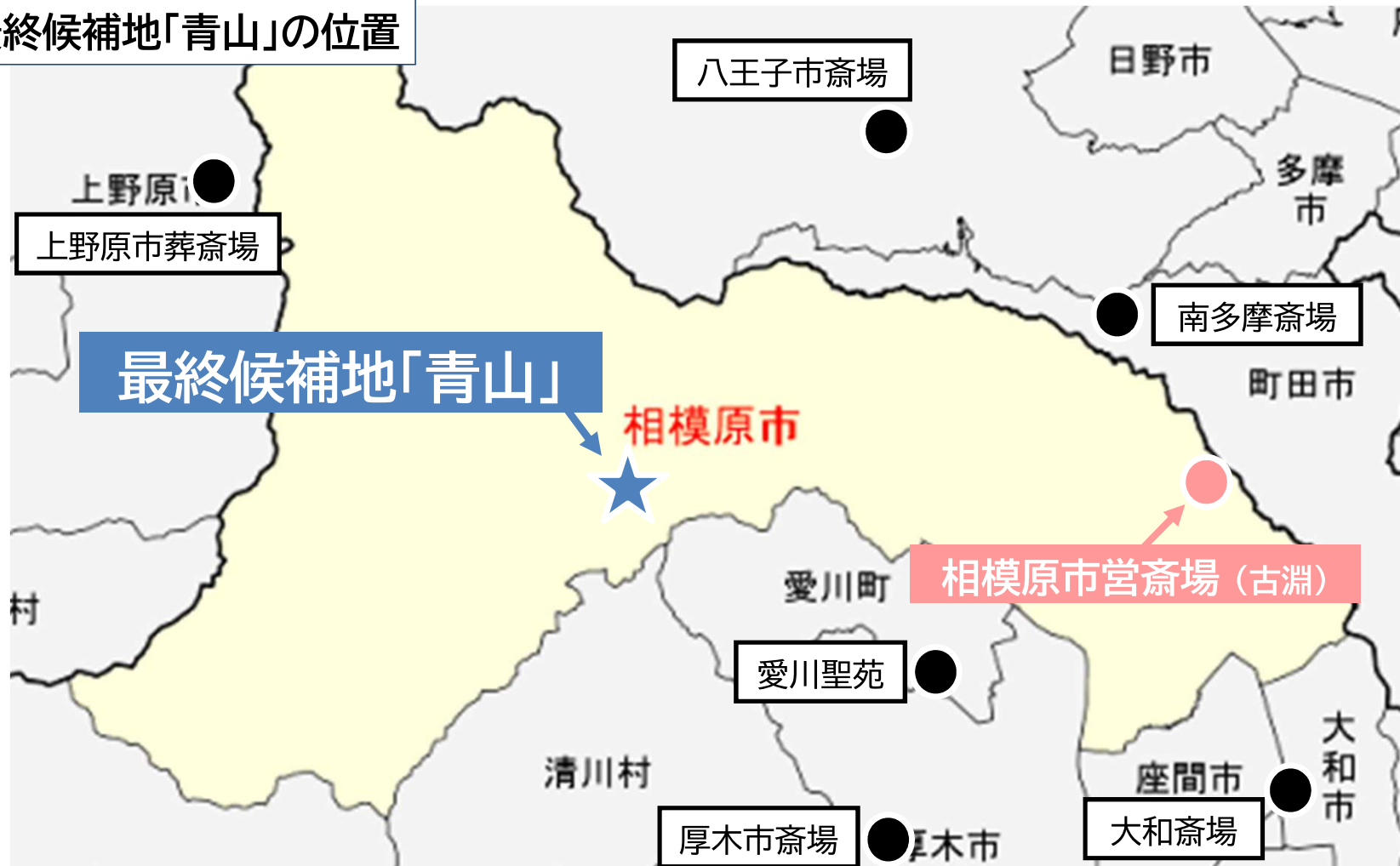
⇒ 他自治体に依存した助成制度では、市民の火葬需要に安定的・持続的に応えることは不可能

⇒ **新斎場の整備は必須**

4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討

(1) 最終候補地「青山」の位置図

最終候補地「青山」の位置



4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討

(1) 最終候補地「青山」の位置図

最終候補地「青山」の位置図



最終候補地「青山」の全景



【所在地】

緑区青山字熊ノ平2193番2 他

【敷地の規模】

約 4ヘクタール

【土地所有者】

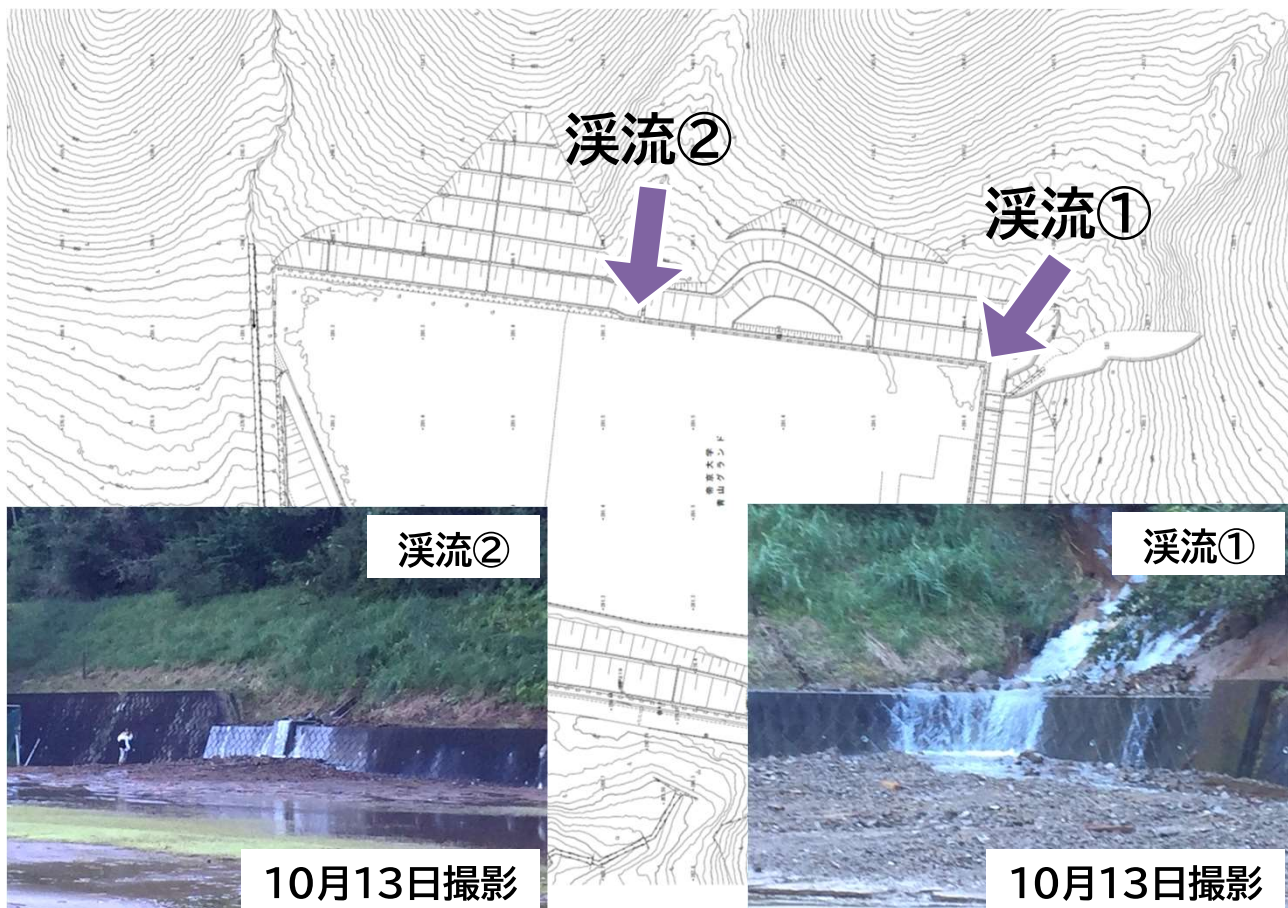
帝京大学 (帝京大学青山グラウンド)

【近隣住民の状況】

グラウンドの境界から概ね300m以内の人家 …18軒

4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討

(2) 令和元年東日本台風上陸時の状況



令和元年東日本台風 (台風第19号)

【土砂災害警戒情報】 10/12 7:20発令
【大雨特別警報(土砂災害)】 10/12 15:30発令

気象情報	鳥屋観測所
1日 最高雨量 (10月12日)	713mm / 日
1時間 最高雨量 (10月12日20時)	87.5mm / 時

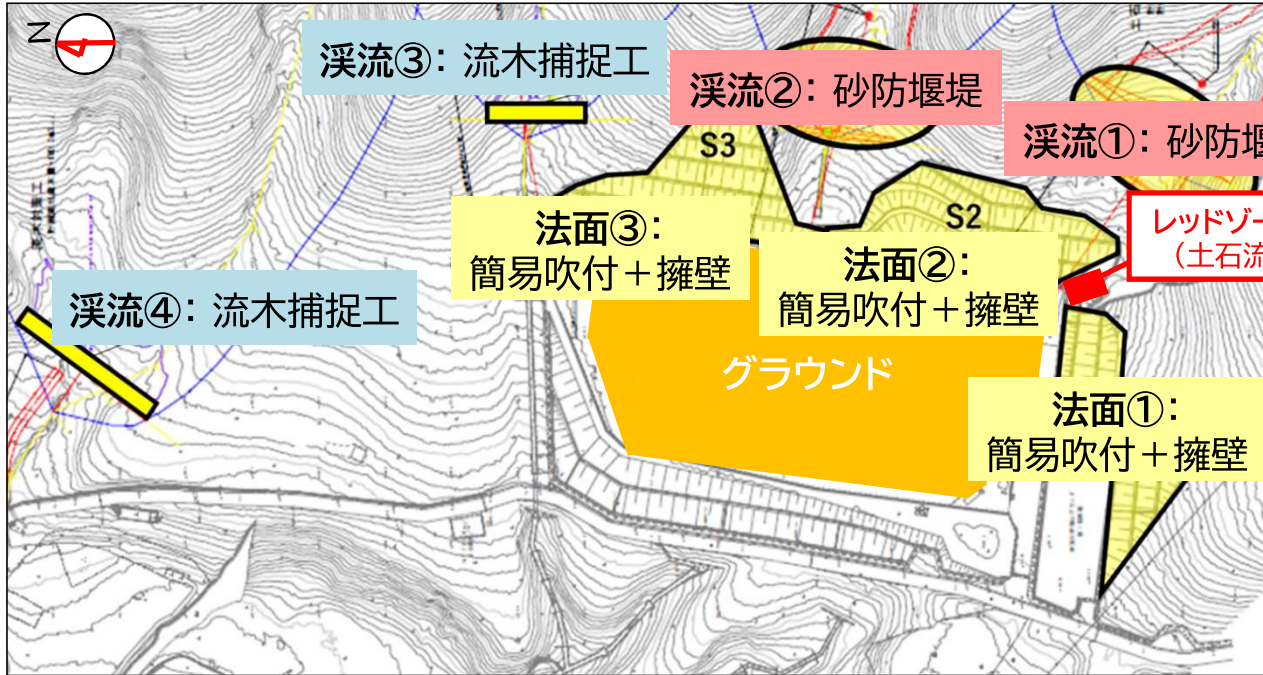
グラウンドの状況

溪流①・②から **600m³** 程度の
土砂が流出した

⇒土砂災害対策の必要性と対策工の検討

4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討

(3) 【参考】令和2年度基本計画検討業務委託の中で示された一例



- 帝京大学所有地（グラウンドの外）の端に **土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）** が一部含まれることを考慮し、**県の指定解除の基準に合わせた対策を検討**
- 斎場の施設規模については、**当時の市営斎場の火葬予約枠数及び火葬需要推計、地域の意見等を加味し、火葬炉の8基設置等を基本要件とした**

【土砂災害対策(グラウンド) 概算工事費】

・ 砂防堰堤 (2基)	5.1億円	} 合計 約12億円
・ 流木捕捉工 (2基)	1.9億円	
・ 法面对策 (S1~S3)	5.4億円	

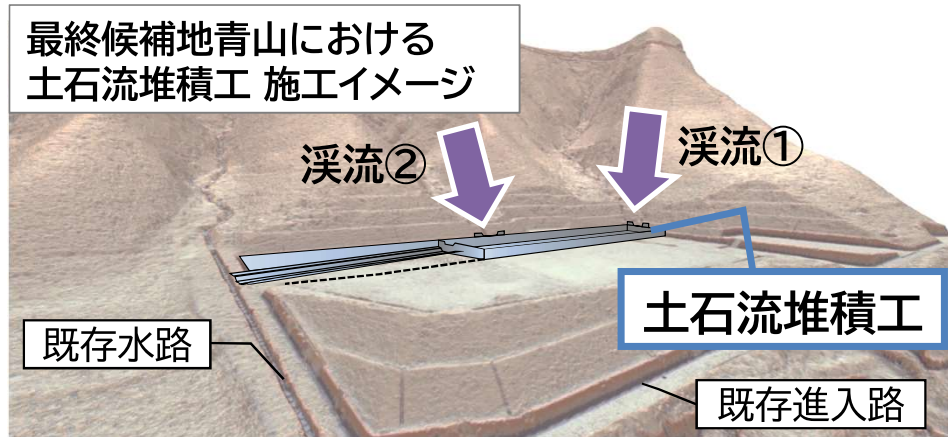
※ 参考：進入路概算工事費（土砂災害対策含む） 約8億円

課題

「事業を推進する」と位置付けるためには、土砂災害対策について引き続き検討が必要
⇒行革プラン「検討・調査」に位置付け

4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討

(4) 土砂災害対策の再検討（土石流堆積工の提案）



課題対応

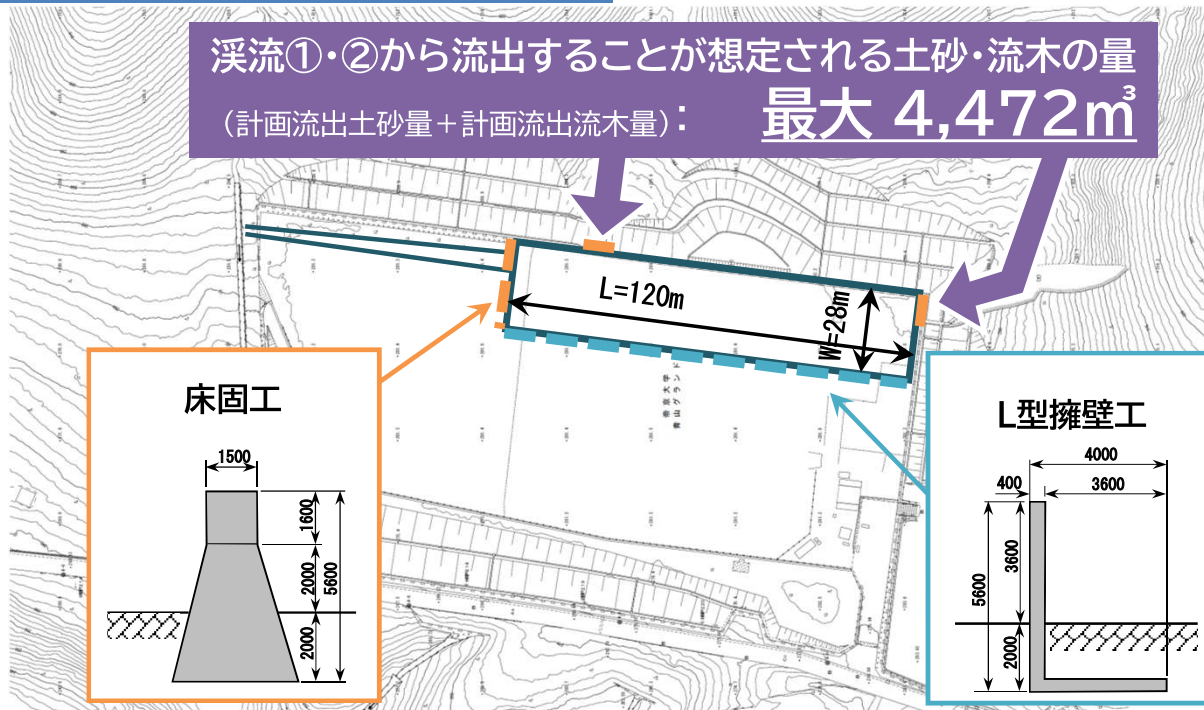
- **レッドゾーン： 県へ相談・要望を実施 ⇒ 解除なし**
 - ・レッドゾーン解除は新斎場整備の要件ではない
 - ・災害対策を講じる場合、市が自ら工事等を実施する必要あり
- **溪流①・②： 土石流堆積工を採用**
 - ・経済性と維持管理の点で砂防堰堤より優れている
 - ・砂防堰堤と同等の計画土砂・流木捕捉量 (4,472m³)
- **溪流③・④： ソフト対策等に対応**
 - ・グラウンドへ流れる溪流ではない（斎場施設に係るものでない）ため、対策工不要と判断（進入路検討時に伐木等に対応検討）
- **法面对策： 法面から離して建設予定**
 - ・排水施設が整備された維持管理斜面であり、現地調査の結果でも表層崩壊等も見られないため、対策工不要と判断

	R4委託成果	(参考)R2委託成果
溪流①・②	土石流堆積工 計画土砂・流木捕捉量： 同水準 (4,472m³)	砂防堰堤
溪流③・④	ソフト対策等に対応	流木捕捉工
法面对策	法面から離して 建設予定	簡易吹付+擁壁 ※ 法面の際まで使用検討
施工性	◎ グラウンド面での 施工	△ グラウンド面から 約70m上流での施工
維持管理 (浚渫等)	◎ 容易	△ 困難
経済性 (概算施工費)	◎ 約1.2億～2億円	△ 約12億円
レッドゾーンの 取扱い	指定解除はされない	指定解除の可能性あり
【参考】 火葬炉の設置数	4基～6基	8基

4. 課題② 最終候補地「青山」における土砂災害対策の検討

(4) 土砂災害対策の再検討 (土石流堆積工の提案)

ハード対策 (土石流堆積工)



※ 参考：R1東日本台風時に渓流①・②から流出した土砂の量 **600m³程度**

⇒概略レベルとしては、安全性についても十分な妥当性がある

⇒最終候補地「青山」において、安全性を担保した新斎場整備が可能

ソフト対策

- 渓流 (土石流) の監視
⇒ 土石流警報システムの導入
(センサーにより土石流の発生を検知し警報を発するシステム)
- 気象データの監視
⇒ 利用者の緊急的な避難の判断や土石流の発生可能性把握に活用
- 警戒体制の整備
⇒ 土砂災害警戒情報を基本とした避難判断基準策定
- 施設閉鎖・進入路通行禁止等の判断基準策定
- 避難計画の策定 など

5. 地域要望への対応状況

- **串川地域振興協議会からの要望書**（令和元年9月24日 提出）
計26項目の要望が提出された（要望内容は下記の7種類に分類されている）
（※ 令和5年8月現在、要望への回答は実施していない）

1 道路等の整備について	(8項目)	2 河川等の整備について	(2項目)
3 新斎場の安全対策について	(2項目)	4 環境への配慮について	(4項目)
5 新斎場の機能について	(3項目)	6 地域振興について	(3項目)
7 その他	(4項目)		

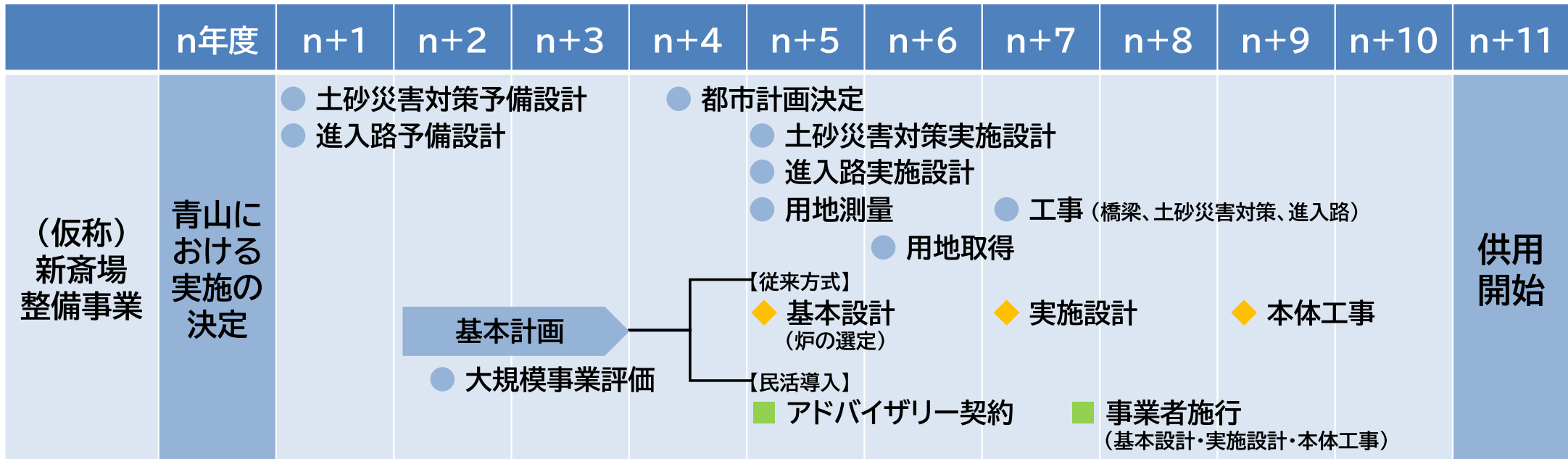
- **要望への対応状況**

「(仮称)新斎場整備検討会議」等の庁内協議体において、要望対応について検討・協議や情報共有を実施（～令和3年2月）

⇒ 事業推進に係る方向性が決定するまで、協議等は見送っている

時 期	対 応 内 容
令和元年 9月24日	串川地域振興協議会が市へ要望書提出
令和元年 12月13日	★串川地域振興協議会との協議（市の関係各課出席） 要望内容について、市の対応の考え方を説明（※回答ではない）
令和2年 7月15日	★串川地域振興協議会へ庁内の検討状況を説明
（令和3年 4月）	（行財政構造改革プランの策定）

6. 想定スケジュール



**意思決定から供用開始までに10年程度の期間を要することから、
早急な事業実施の意思決定が必要**

早急に取組む必要がある事項

- 進入路予備設計 (橋梁予備設計含む)
- 土砂災害対策予備設計: 安全性の詳細な検証 (模型実験や3Dモデルによるシミュレーション実施も含め検討)
- 斎場施設規模の再検討: 既設斎場の将来の火葬能力、火葬需要推計、地域住民の意見等を踏まえて再検討

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年8月16日

案件名	市役所及び市役所周辺施設駐車場の無料時間の変更について						
所管	財政	局区	部	管財	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市役所及び市役所周辺施設の駐車場における料金体系(無料時間)を見直すことにより、駐車場の有効活用及び駐車料(貸付料)の増加の効果が期待できるとともに、行財政構造改革プランにおける歳入確保策(未利用市有地の売却・有効活用)の取組に繋がる。					
	効果測定指標				施策番号		
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7			
			・更なる駐車場の混雑の緩和 ・貸付料収入の増加	・更なる駐車場の混雑の緩和 ・貸付料収入の増加			

審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	市役所及び市役所周辺施設の駐車場における無料時間について、現行の「2時間まで無料」としているものを、「1時間まで無料」に変更する。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

市役所及び市役所周辺施設の駐車場は、平成26年から駐車場事業者への貸付契約を行い有料駐車場として運営を行っており、令和6年7月にこの契約の更新時期を迎えることから、この更新時期に併せこれまでの運営において生じた課題を踏まえ、料金体系(無料時間)の見直しを行うもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	市内調整 仕様書作成 入札 契約締結 精算システム等準備 更新に係る周知						
		貸付事業実施					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
									
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	
	パブリックコメント		時期		議会への情報提供	資料提供 令和5年10月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議	一部資料を修正し、調整会議に付議する。
市役所周辺施設所管課	無料時間の見直しについて調整済
財政課	行財政構造改革プランの主旨に合致する旨調整済
総務法制課	議会への情報提供について調整済

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

〔貸付料について〕

(総務法制課長) 今回、無料時間を1時間にすることで駐車場収入が増えるだろうが、貸付金額にはどう反映されるのか。本市にとってプラスになる見込みはあるか。

(管財課長) 単純に、駐車料収入が増えれば、その部分が貸付料に反映されると考えている。試算では1,400万円程度の駐車料収入の増加見込みである。

(財政課長) 条件付き一般競争入札なので、駐車料収入の増加を見込んだ上での競争になり、貸付金額にも相応の影響があると思われる。

〔市民への影響について〕

(総務法制課長) 無料時間を1時間にすることで、どのような影響があるか。窓口に来る人は本当に1時間で要件が済んでいるのか。

(管財課長) 窓口で時間がかかってしまった、若しくは審議会等の会議に出席した場合に無料とする手続きは従前のとおりとする。平成25年度の調査では、2時間以内の利用者が約7割なので2時間まで無料としていたが、令和4年度実績では全体の約6割、第1駐車場利用者の約7割が1時間以内であり、無料時間を1時間に変更しても影響は少ないと考えている。また、来庁者以外の利用も散見されることから、適正な利用に向けて取り組んでまいりたい。

(経営監理課総括副主幹) 市民会館や総合学習センターの利用者による余暇利用の場合については、どう考えているか。

(管財課長) 自身の用務により1時間を超えて利用された場合については、有料である。貸付事業開始当初にも受益者負担という考えはあったが、利用目的の差別化が難しいということで、利用状況を鑑みて2時間を無料にした経過がある。当時の受益者負担の考え方とこれまで9年間の経験から差別化が出来ているという状況を鑑み、1時間を超える利用については、基本的に駐車料金として負担をしていただきたいと考えている。

(アセットマネジメント推進課長) スケジュールでは市民周知に触れているが、多くの市民に影響することが予想されることから、各団体を含めて、しっかりと周知してもらいたい。

原案のとおり上部会議に付議する

調整会議の

主な議論

(8/7)

市役所周辺駐車場貸付事業(更新)

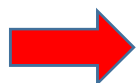
駐車場貸付の目的（第1期貸付庁議資料より）

駐車場の適正利用の推進

駐車場の入場待ちによる交通渋滞の解消

土・日・夜間等空き時間の有効活用

- ・貸付料収入の確保
- ・管理運営経費の削減



当初の課題は、ある程度解消されたものの、新たな課題も生じている。

経過（貸付期間、事業者及び貸付金額）

期間	事業者	貸付金額
平成26年～令和元年	タイムズ24（株）	6,662,400円/年
令和元年～令和6年	（株）コンティ	11,000,000円/年

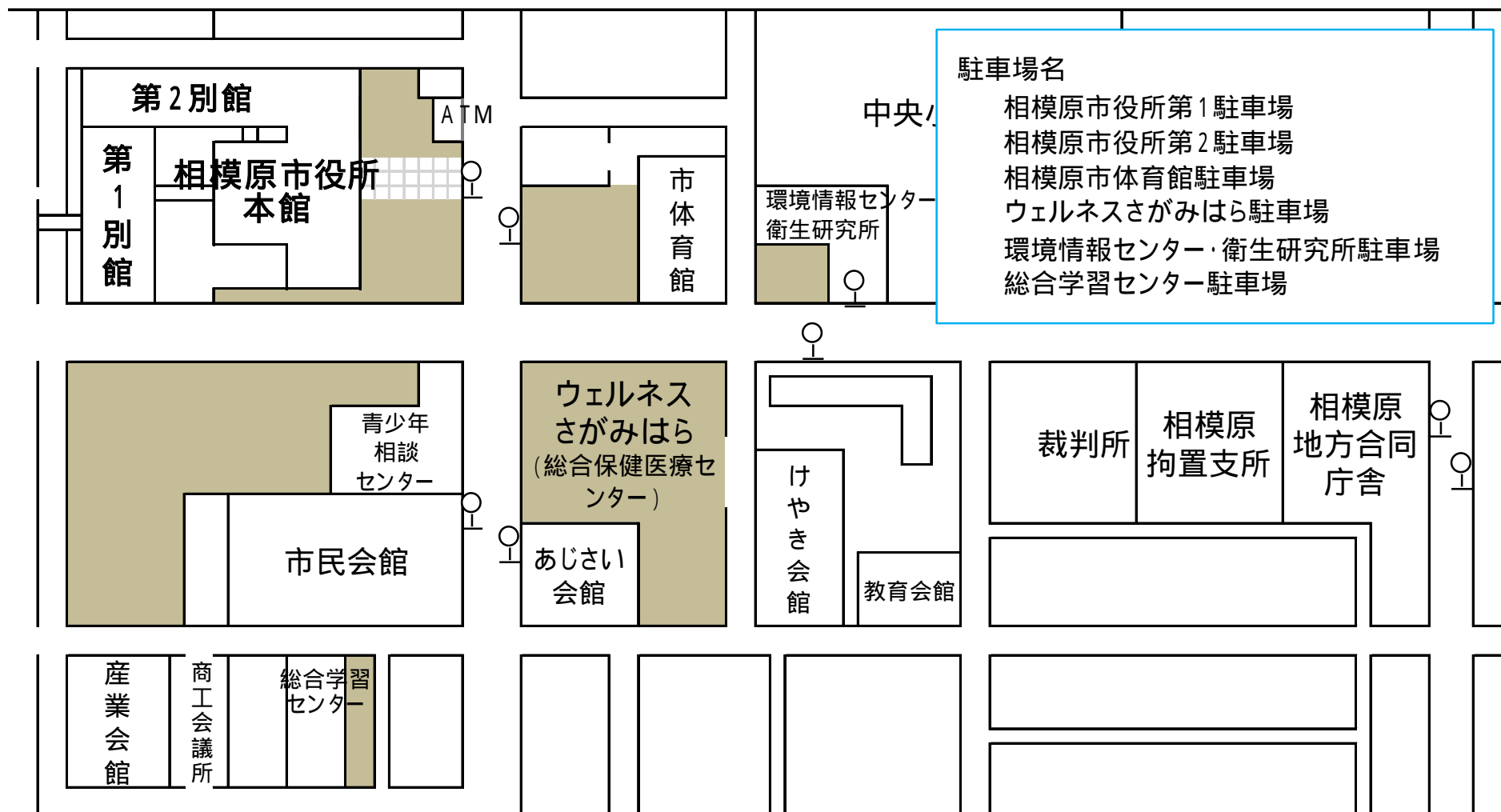
市役所周辺駐車場貸付事業(更新)

対象駐車場一覧

No	名 称	駐車可能台数	貸付面積
1	相模原市役所第 1 駐車場	8 9 台	3 , 6 4 1 m ²
2	相模原市役所第 2 駐車場	3 8 3 台	1 1 , 4 7 8 m ²
3	相模原市体育館駐車場	8 0 台	2 , 4 8 9 m ²
4	ウェルネスさがみはら駐車場	8 7 台	4 , 0 1 4 m ²
5	環境情報センター・衛生研究所駐車場	1 2 台	6 5 3 m ²
6	総合学習センター駐車場	2 3 台	6 3 9 m ²
	合 計	6 7 4 台	2 2 , 9 1 4 m ²

市役所周辺駐車場貸付事業(更新)

市役所及び市役所周辺公共施設駐車場位置図

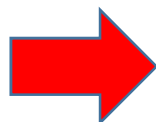


市役所周辺駐車場貸付事業(更新)

《 駐車料金 》	平日	8:00 ~ 20:00	60分 / 200円
		20:00 ~ 8:00	60分 / 100円
	土日祝	平日料金に加え、当日最大料金(800円)あり。 いずれの日も <u>2時間以内は無料</u>	

課題等

来庁者以外の駐車場利用が散見され、駐車場が混雑することがある。
無料時間が長いほど、駐車料が減るため、貸付料収入が少ない。



市役所駐車場の適正利用のため、無料時間(2時間)の見直しを検討する

市役所周辺駐車場貸付事業(更新)

< 課題3 関連 >

無料時間の見直し検討

次頁<参考データ>参照

無料時間		2時間(現行)	1時間	なし(廃止)
現行との比較	メリット(効果)	認証処理不要の時間が長く利用者にとって利便性が高い。	来庁者以外の長時間駐車が減り、混雑緩和が期待できる。 駐車料(貸付料)の増加が期待できる。	来庁者以外の長時間駐車が減り、混雑緩和が期待できる。 駐車料(貸付料)の増加が期待できる。
	デメリット(影響)	来庁者以外の駐車場利用が多く見受けられる。 駐車料(貸付料)収入が少ない。	来庁者への認証事務の増加が見込まれ、窓口等で負担が増加する。 ただし、見直しにより影響のある利用者は全体の約25%と限定的。	駐車場利用の全ての来庁者が認証を必要とするため窓口等で負担が増加する。 廃止により影響を受ける利用者は約80%にのぼり、影響は大きい。 周辺公共施設(警察・郵便局等)利用者への影響が大きい。

【検討結果】

無料時間を見直すことにより、駐車場の有効活用及び駐車料(貸付料)の増加の効果が期待でき、行財政構造改革プランにおける歳入確保策の主旨に合致するものと考えられる。

本駐車場の有料化を検討した平成25年当時は「平日利用者の約7割(71%)は2時間未満の利用者」というデータから『無料時間を2時間』としたが、令和4年度実績では「利用者の約6割(第1駐車場においては約7割)が1時間以内の利用」であり、近年では駐車時間も短時間であることから、来庁者にとっても『無料時間を1時間』で充足していると考えられる。

『無料時間を廃止』とした場合は、駐車場利用の全ての来庁者にとって認証が必要となることから、相当の負担増が懸念されるが、『無料時間を1時間』とした場合は、見直しにより影響のある利用者は全体の約25%と限定的であり、また、これまでの2期9年間の経験から認証作業に係るトラブルもほとんどなく、影響は少ないと考えられる。

 **無料時間を「1時間」とした見直しを行うこととする。**

市役所周辺駐車場貸付事業(更新)

< 参考データ >

利用時間別駐車状況 (R4実績)

(単位 : 台)

利用時間	第 1		第 2		体育館		ウエルネス		環境情報 C		総合学習 C		合 計	
~ 1 時間	187,703	71.8%	131,239	43.2%	97,486	64.5%	69,769	63.1%	14,897	54.1%	19,151	39.1%	520,245	57.6%
~ 2 時間	58,745	22.5%	94,216	31.0%	29,850	19.7%	20,179	18.3%	7,771	28.3%	21,202	43.3%	231,963	25.7%
2 時間超	14,959	5.7%	78,553	25.8%	23,856	15.8%	20,529	18.6%	4,846	17.6%	8,609	17.6%	151,352	16.7%
合 計	261,407	100.0%	304,008	100.0%	151,192	100.0%	110,477	100.0%	27,514	100.0%	48,962	100.0%	903,560	100.0%

市役所駐車場貸付事業(更新)

<事業スケジュール>

年 月	項 目	備 考
令和5年7月	庁内調整、関係課打ち合わせ会議	
8月	庁議	
9月	仕様書等の決定	
10月	入札公告、議会への報告	
12月	開札、貸付業者の決定	
令和6年1月	契約締結	
1月～7月	事業者による精算システム等の準備	
4月	市民周知	
7月	次期事業者による運用開始	

1 中山間地域振興モデル地区推進事業(青根)の取組について

【緑区役所 地域振興課】

(1) 主な意見等

- (総務局長)仮に貸付料を減額するとなると、意思決定はどのタイミングでどのように行うのか。また、減額に関する議案はいつの議会で提案する予定か。
(緑区役所地域振興課長)12月議会を予定している。
(市長公室長)10月中旬の選定委員会にて事業者が決定するが、12月議会での提案となるとスケジュールが厳しいが、いかがか。
(政策課長)他の事例では事業者確定後に関係課長打合せ会議、調整会議に諮っていたので、同様の扱いをすと思われる。
(総務法制課長)12月議会となると、事業者決定後のスケジュールがタイトである。
- (総務局長)事業者決定に当たっては、貸付金額と提案内容のどちらに重きを置くのか。
(緑区役所地域振興課長)提案内容に重きを置く予定である。
- (財政局長)評価時に重視されるのが提案内容という主観的な部分なので、評価基準を明確にしてもらいたい。また、貸付金額に関する評価配分はあまり低くしない方が良い。
(総務局長)事前に今回の公募要項や評価の考え方を上部まで報告しておいた方が良い。
- (財政局長)未利用公共施設の利活用に関してはアセットマネジメント推進課が庁内ルールを定めているが、アセットマネジメント推進課とは調整をしているか。どういう整理がなされているか。
(緑区役所地域振興課長)アセットマネジメント推進課とは調整済みである。旧青根中学校跡地の利活用検討については、令和4年度のまち・ひと・しごと創生本部会議において承認されており、そこで整理されていると認識している。
(財政局長)改めて確認してもらいたい。
- (総務局長)貸付金額と提案内容の評価配分についてしっかり整理してもらいたい。
- (財政担当部長)地域と合意した青根地域の目指す姿は事業者選定のコンセプトにも関わってくる非常に重要な考え方だが、どのような内容か。また、どのように決定したのか。
(緑区役所地域振興課長)地域との対話を通じ、まず旧青根中学校跡地の利活用の検討を先行して進め、事業者が確定次第、地域全体の振興方針をまとめていくことになっている。事業としては、「観光」、「産業」又は「教育」に関する内容になる。
- (財政担当部長)未利用資産の有効活用法のうち、売却ではなく民間貸付を選んだ理由についてもう一度確認したい。
(緑区役所区政策課長)旧青根中学校は地域の避難所等に指定されている。青根地域センターについても今後も継続する必要があるため、売却だと地域機能の維持が出来ない。
- (総合政策・少子化対策担当部長)事業者決定後検討する方針はどのようなイメージか。
(緑区役所区政策課長)まず、「観光」、「産業」又は「教育」の3分野の事業実施をベースに事業者に手を挙げてもらう。事業者が決まり次第地域と話し合い、今年度末の方針確定を目指す。どのような事業者が選定されるかで方向性も変わってくる。
- (財政局長)想定している事業者はいるのか。事業者決定後に方針を決めるとなると、事業者に依存する部分が非常に大きい。その一方で、評価基準が曖昧だと感じる。
(緑区役所地域振興課長)先般行ったサウンディング型市場調査に手を挙げてくれた事業者が有力だと考えている。
(財政局長)この事業形態をモデルとして進めるということか。
(政策課長)旧青根中学校の利活用はモデル地区推進事業の一部である。事業者決定後、地域と一緒に、エリア全体の方向性や他の施設の利活用について検討するものである。
(総務法制課長)旧青根中学校には相当のニーズがあるとのことだが、減額前提とした資料となっている。事業者選定の評価ウエイトは明確にしておいた方が良い。
- (総合政策・少子化対策担当部長)事業期間はどのように考えているか。

(緑区役所地域振興課長) サウンディング型市場調査では、5年間の事業実施を前提に調査を行った。長期間貸し付けたい思いはあるが、5年毎に賃貸借契約を見直す予定である。

- (南区副区長) 旧青根中学校跡地周辺に市の指定管理施設があるが、次期指定管理期間は、(緑区役所区政策課長) 令和6年度から令和10年度までである。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
 - ・スケジュールや庁内手続きについて確認すること。
 - ・選定委員会の構成や選定基準等について整理すること。
 - ・庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

2 受動喫煙防止対策の更なる推進（公園等の禁煙化）について

【健康福祉局 健康増進課、環境経済局 公園課】

(1) 主な意見等

○（総務局長）議案の概要に、公園など法の範囲外となる敷地以外の施設については規制が無いと記載があるが、説明資料7ページにもあるように、路上喫煙の防止に関する条例で、努力義務を課している。にもかかわらず、規制がないという表現に疑問がある。また、今回の公園等の禁煙化については、第1弾という形で、第2弾と続いていく形なのか、これで終わりなのか、環境経済局としてどう考えているか。

（公園課長）路上喫煙の防止に関する条例で努力義務を課しているというだけでは、喫煙していることに対する指導は難しい。ルールとして定めることによって、例えば、指定管理者のいる大きな公園であれば、公園の中で喫煙している人に対し、管理者から声掛けができる。まずは公園に特化して実施していきたいと考えており、10月1日以降の状況を見ながら、他の施設に広げていくことについて検討していく。

○（財政局長）スピード感を持って進めてもらっているところだと思うが、健康被害の抑制を目的とするのであれば、公園だけで良いのかという話になるので、この後どうしていきたいかよく調整しておく必要がある。また、公園等で、JTが喫煙所を設置してくれていると承知している。調整はしていると思うが、闇雲に、市の方針だけでJTの喫煙コーナーを廃止というのは理解を得られないので、調整の経過も示していく必要がある。

（健康増進課長）例えば、公園を喫煙禁止区域とするなど、少し強制力を持たせるならば都市公園条例の中で禁止するか、または、公園に限らず、受動喫煙防止条例のようなものを作り、市の施設や事業者の施設にも一定の規制をかけていくなど、時代の流れに沿い、健康福祉局で検討していくものと考えている。JTとは事前に調整しており、今年も淵野辺公園と小山公園にパーテーションを設置いただいた。今後、分煙する公園については、同様のものをJTと一緒に設置していきたいと考えている。

○（財政局長）分煙の公園とそうでない公園がある状況について、非喫煙者からの理解を得られるように、理由を明確にしておく必要があると考える。

○（市長公室長）庁議終了後、各施設管理課においてルール化を意思決定とあるが、健康増進課の方で全体のコントロールを行うのか。

（健康増進課長）資料4ページに記載の施設の所管課とは調整が済んでいる。例えば、城山湖散策路や、その他地域の人が自由に使用している土地など、すべてを把握することは難しいが、この資料を基に、記載の施設に類似する各施設を所管しているならば、この方針に基づいて禁煙化を検討いただくよう全庁に周知する。

○（総合政策・少子化対策担当部長）各所管課の判断といっても難しいと思われ、今後、基準を設けるべきだと考える。

○（財政担当部長）規制するならば、条例に規定するなど、法律で規制されているところに一定のルールをかけていくようにしないと政策効果を上げられないと考える。その観点からすると、5,000万円をかける費用対効果の評価及び精査が必要である。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

3 (仮称)新斎場整備事業について

【市民局 区政推進課 斎場準備室】

(1) 主な意見等

○(市長公室長)土砂災害対策及び進入路の予備設計の後に大規模事業評価というスケジュールになっているが、大規模事業評価の実施時期はこのタイミングで良いのか。また、総事業費50億円以上の事業は大規模事業評価の外部評価の対象となることから、予備設計の費用が大規模事業評価の対象に含まれるのかについて、経営監理課に確認していただきたい。

(区政推進課斎場準備室長)会議終了後、経営監理課に確認する。

○(市長公室長)前回の決定会議で指摘があった事項については、今回資料に反映されていることから、こちらの内容で戦略会議に付議していただきたい。

(2) 結果

○原案のとおり上部会議に付議する。

4 市役所及び市役所周辺施設駐車場の無料時間の変更について

【財政局 管財課】

(1) 主な意見等

(総合政策・少子化対策担当部長) 周辺施設の所管課に影響あると思われるが、調整はしているか。

(管財課長) 関係課長打合せ会議を開催し、施設所管課が出席している。市として取り組んでいる行財政構造改革プランに掲げられている歳入確保という側面もあり、基本的な考え方について了承をいただいた。

(総務局長) 周辺の公的機関に対して、本庁舎周辺駐車場の利用を案内した経過がある。また、有料化をする際にも、2時間まで無料という説明をしているので、周知を徹底してもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

以上